



RYUKOKU
UNIVERSITY

龍谷大学

特別研修講座「矯正・保護課程」(本学学生対象)
矯正・保護教育プログラム (社会人等対象)

2021年度

受講要項・Syllabus

龍谷大学矯正・保護総合センター

「2021年度受講要項・Syllabus」について

この冊子は、本学の学生を対象とする特別研修講座「矯正・保護課程」と社会人等（本学学生以外の方）を対象とする履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」の受講要項及びシラバスです。

受講にあたり、本学の学生と社会人等の本学学生以外の方では、履修資格や申込方法等が異なりますので、各自、該当ページをご確認ください。なお、講義日程や科目内容等につきましては、共通の内容となります。

<目次>

I. 受講について	
1. 特別研修講座「矯正・保護課程」の受講について (本学学生対象)	・・・ P. 1
2. 履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」 の受講について (社会人等対象)	・・・ P. 7
II. 2021年度講義日程表 (共通)	・・・ P. 11
III. 特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル (共通)	・・・ P. 15
IV. シラバス（講義概要・講義計画等） (共通)	・・・ P. 17
V. 学修生活の手引き (共通)	
1. 事務窓口について	・・・ P. 47
2. 授業等の休講措置に関する取扱基準	・・・ P. 47
3. 授業の休・補講、定期試験・レポート試験の案内、教室変更等の 事務連絡について	・・・ P. 48
4. 社会人等（本学学生以外）の方へ	・・・ P. 48
（1）受講生証の発行について	
（2）本学ポータルサイト及びe-ラーニングの利用について	
（3）図書館の利用について	
VI. 「参考資料」法務教官・刑務官・保護観察官になるには？ (共通)	・・・ P. 49
VII. 2021年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講希望理由書 (社会人等対象)	・・・ P. 53

I - 1 受講について（本学学生対象）

特別研修講座「矯正・保護課程」の受講について（本学学生対象）

目 的

本学の歴史と伝統を活かして、刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員や犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成することを目的としています。

関連職務・活動

矯正・保護・福祉の分野に関連する職務や活動には主に次のようなものがあります。

(1) 国家公務員

① 刑務官（詳細はP.51～P.52参照）

原則として刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

② 法務教官（詳細はP.49～P.51参照）

少年院や少年鑑別所等に勤務する専門職員。幅広い視野と専門的な知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、健全な社会人として社会復帰させるために、きめ細かい指導・教育を行っています。

また、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）に勤務し、受刑者の改善指導等に携わる道も開かれており、性犯罪や薬物依存等に関わる問題性に働きかける指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。

③ 保護観察官（詳細はP.49～P.51参照）

地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

④ 家庭裁判所調査官

裁判所という法律の世界において、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学等の専門的な知見や技法を活用して、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行っています。

裁判官や裁判所書記官と一緒にチームを組んで協力し合い、家庭裁判所の適正・迅速な審理を支えています。

学校や児童相談所、福祉施設、保護観察所等の関係機関とも連携し、少年や当事者が抱えている問題の解決を目指します。

注）家庭裁判所調査官になるためには、裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）を受験して採用された後、裁判所職員総合研修所において、約2年間の研修を受けて必要な技能等を修得し、家庭裁判所調査官に任官されます。

⑤ 社会復帰調整官

保護観察所に勤務し、精神障害者の保健及び福祉等に関する専門的知識に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進するため、生活環境の調査・調整、精神保健観察等の業務に従事します。

(2) 保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的には民間のボランティア）。

保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っています。

(3) 教誨師

矯正施設に収容されている人たちの希望に応じて、民間の篤志宗教家である教誨師が宗教教誨を行い、信教の自由を保障しつつ精神的安定を与え、受刑者や少年院在院者等の改善更生と社会復帰に寄与しています。

宗教教誨には、同じ宗教宗派の宗教教誨を希望する者を集めて行う集合教誨と、個別に行う個人教誨とがあります。

(4) 篤志面接委員

法務省から委嘱を受け、矯正施設（刑務所・少年院等）に収容されている人たちに対して、種々の悩みごとに関する相談・助言、教養や趣味に関する指導等を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティアです。

(5) B. B. S (Big Brothers and Sisters Movement)

BBS運動は非行少年や子どもたちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。全国各地にBBS組織があり、全国で約4,500名の会員が参加しています。

(6) その他

①福祉関係

民生委員、青少年調停委員、児童委員、児童又は身体障害者福祉司、児童自立支援施設職員及び社会福祉施設職員

注) 児童自立支援施設職員を目指す人は、卒業後に国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所に入所することをお薦めします。

②刑事司法関係

警察官、裁判所調停委員、更生保護施設職員、更生保護女性会員

③教育関係

学校教員、地域社会教育リーダー

受講対象

龍谷大学の在学生であること。

注) 文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生が正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目などを、所属学部の履修要項で必ず確認してください。

講座内容

(1) 講義科目 ※各講義科目の内容は、P.17からのシラバスをご確認ください。

科目名(単位)	担当者	学舎	期間	曜講時 注2	教室
矯正・保護入門(2)	浜井 浩一 他	深草	後期	木⑤	3-101
		瀬田	後期	月⑤	3-101
矯正概論(4) 注1	木村 昭彦 島田 佳雄	深草	通年	水③	3-201
		深草	通年	水③	2-301
矯正概論A(2)	島田 佳雄	瀬田	前期	金⑤	8-B101
矯正概論B(2)		瀬田	後期	金⑤	8-B101
矯正教育学(4)	谷口 隆志	深草	通年	木③	22-301
矯正教育学A(2)	谷口 隆志	瀬田	前期	木⑤	8-B101
矯正教育学B(2)		瀬田	後期	木⑤	8-B101
矯正社会学(4)	徳田 祐子 他	深草	通年	土①②〈隔週〉	21-301
矯正社会学A(2)	今津 武治	瀬田	前期	水⑤	8-102
矯正社会学B(2)		瀬田	後期	水⑤	8-102
犯罪心理学(4) 注3	櫛田 透	深草	通年	火②	2-401
		大宮	通年	木②	東餐202
犯罪心理学A(2) 注4	樋口 光平	瀬田	前期	土①②〈隔週〉	2-108
犯罪心理学B(2) 注4		瀬田	後期	土①②〈隔週〉	2-108
矯正医学(2)	定本ゆきこ 他	深草	後期	水④⑤〈隔週〉	和顔館202
成人矯正処遇(2)	小野 修	深草	前期	水④	3-201
		瀬田	前期	木⑤	3-101
保護観察処遇(2)	福西 毅 歌原 拓人	深草	後期	土③④〈隔週〉	21-603
		瀬田	後期	土③④〈隔週〉	2-105
更生保護概論(4)	宇戸 午朗	深草	通年	火⑤	和顔館B107
更生保護概論A(2)	宇戸 午朗	瀬田	前期	水③	2-120
更生保護概論B(2)		瀬田	後期	水③	2-120
更生保護制度(2)	寺戸 亮二	深草	後期	木②	3-102
更生保護制度(1)		瀬田	後期	水③④	8-102
犯罪学(2)	浜井 浩一	深草	後期	木②	22-101
被害者学(4)	池田 正興	深草	通年	水②	22-201
		大宮	通年	月③	南餐203
青少年問題(2)	浜井 浩一 津島 昌弘	深草	後期	火⑤	和顔館B202
		瀬田	後期	火③	8-B103
Ryukoku Criminology in English(2)	石塚 伸一 他	深草	前期	水⑤	21-408
		深草	後期	水⑤	21-408
アディクション論(2)	加藤 武士 他	深草	前期	水④	21-203

注1:「矯正概論」はクラス指定があります。受講に際しては、矯正・保護総合センター事務部又はシラバス(P.18、P.19)でクラスをご確認ください。

注2:「曜講時」覧の○の数字は、開講講時を示します。

注3:2021年度から「矯正心理学」の科目名称を「犯罪心理学」に変更しました。

注4:2021年度から「矯正心理学A」「矯正心理学B」の科目名称を「犯罪心理学A」「犯罪心理学B」にそれぞれ変更しました。

<授業時間>※2021年度から全学舎の授業時間が統一されました。

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:15-10:45	11:00-12:30	13:30-15:00	15:15-16:45	16:55-18:25

(2) 施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。

※実施予定時期：<夏季>8月上旬～8月下旬 <春季>2月上旬

実施要項や申込方法等の詳細は、学内掲示板等でお知らせします。また、科目受講者は講義時に担当講師から案内されます。

【参考】過年度の施設参観先

大阪医療刑務所／大阪刑務所／更生保護法人 京都保護育成会／滋賀刑務所／奈良少年院／大阪少年鑑別所／更生保護法人 和衷会／大阪府立修徳学院／交野女子学院／浪速少年院／加古川刑務所／播磨社会復帰促進センター／和歌山刑務所／更生保護法人 西本願寺白光荘／京都刑務所／京都少年鑑別所／京都医療少年院

受 講 料

(1) 講 義

	1 単位科目	2 単位科目	4 単位科目
受講料(税込み)	780円	1,570円	3,150円

(☆2020年度から受講料が改定されました)

注) 正課科目として登録した科目の受講料は無料です (※文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生のみ)。

※正課科目として登録する場合は、必ずP.4、P.5の「単位認定」欄の内容をご確認ください。

(2) 施設参観 1,500円程度／1日 (別途発表)

注) 一旦納入された受講料は返還しません。

申 込 期 間

通年・前期科目：2021年3月22日(月)～4月1日(木) (※3月30日(火)、31日(水)を除く)

後期科目：2021年3月22日(月)～9月9日(木)

※上記申込期間のうち、土日・祝日、大学が定める休業日は除く。

※講義は前期・通年科目が4月7日(水)、後期科目が9月16日(木)から順次開講されます。お早めにお申し込みください。

修 了 認 定

以下の2つの要件を満たした者には、「矯正・保護課程修了証明書」(本学独自の課程修了証明書)を交付します。

(1) 開設科目のうち、16単位以上修得

(2) 施設参観に2日以上参加

修了認定に関する留意事項

①一度合格点を得た科目(既得科目)を複数履修することは可能ですが、2回目以降、その科目を合格しても、修了要件単位として認められません。また、科目名称の変更や学舎によって、開講形態が異なる科目でも同一科目として取り扱うものがあります。(例1:「矯正心理学」と「犯罪心理学」、例2:深草学舎開講の「矯正概論」と瀬田学舎開講の「矯正概論A」「矯正概論B」)詳細は矯正・保護総合センター事務部でご確認ください。

②施設参観につきましては、各日程で定められている施設を全て参観しないと、上記修了要件の参観日数にカウントしません。(例:1日2施設参観予定の日程に参加し、1施設のみしか参観しなかった場合)

「成績表」は各学期の成績表配付時にお渡しします。(※正課科目として矯正・保護課程科目を履修した者は除く)また、卒業年次生で矯正・保護課程を履修し修了要件を満たした方には卒業式の日「矯正・保護課程修了証明書」(1通)を交付します。

それ以降に「矯正・保護課程修了証明書」が複数必要な方は、証明書自動発行機で「証明書交付願」を出力の上、申込窓口へ提出してください(1通200円)。なお、交付日は、原則2日後<窓口休業日を含まず>です。卒業後は上記証明書発行方法以外に郵便またはオンラインでの申請が可能です。詳しくは矯正・保護総合センター事務部までお問い合わせください。

単位認定

●文学部

文学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち、深草学舎又は大宮学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論」(4単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「矯正教育学」(4単位)、「青少年問題」(2単位)、「被害者学」(4単位)、「矯正医学」(2単位)、
「矯正社会学」(4単位)、「犯罪心理学」〈「矯正心理学」〉(4単位)
- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、文学部履修要項又は文学部教務課で必ず確認してください。

●法学部

法学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている次の科目
「矯正概論」(4単位)、「成人矯正処遇」(2単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「保護観察処遇」(2単位)、「矯正教育学」(4単位)、「矯正社会学」(4単位)、
「犯罪心理学」〈「矯正心理学」〉(4単位)、「被害者学」(4単位)、「矯正医学」(2単位)、
「犯罪学」(2単位)、「青少年問題」*(2単位)

※2019年度開講分から対象

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、法学部履修要項又は法学部教務課で必ず確認してください。

●政策学部

政策学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論」(4単位)、「矯正教育学」(4単位)、
「矯正社会学」*²(4単位)、「犯罪心理学」〈「矯正心理学」〉(4単位)、「矯正医学」(2単位)、
「成人矯正処遇」(2単位)、「保護観察処遇」*²(2単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「更生保護制度」*¹(2単位)、「犯罪学」*²(2単位)、「被害者学」*²(4単位)、
「青少年問題」(2単位)

※1：2016年度以降の開講分から対象外

※2：政策学部専攻科目(卒業要件単位認定科目)としては、2021年度開講されませんので、ご注意ください。

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注1) 正課科目として受講する場合は、政策学部が定める入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

注2) 政策学部専攻科目として4単位を上限として認定されます。それ以上履修した場合は、フリーゾーンとして認定されます。

※詳細については、政策学部履修要項又は政策学部教務課で必ず確認してください。

●社会学部

社会学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち瀬田学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論A」(2単位)、「矯正概論B」(2単位)、
「矯正教育学A」(2単位)、「矯正教育学B」(2単位)、「矯正社会学A」(2単位)、
「矯正社会学B」(2単位)、「犯罪心理学A」〈「矯正心理学A」〉(2単位)、
「犯罪心理学B」〈「矯正心理学B」〉(2単位)、「成人矯正処遇」(2単位)、「保護観察処遇」(2単位)、
「更生保護概論A」(2単位)、「更生保護概論B」(2単位)、「更生保護制度」(1単位)*、
「青少年問題」(2単位)

※社会学科、コミュニティマネジメント学科は対象外

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、社会学部履修要項又は社会学部教務課で必ず確認してください。

●短期大学部

短期大学部の学生につきましては、深草学舎で開講される「矯正教育学」(4単位)、「矯正社会学」(4単位)が卒業要件単位として認定されます。詳細は短期大学部履修要項「他学部開講授業科目の受講について」の項を確認してください。

また、短期大学部社会福祉学科の学生については、深草学舎で開講される「更生保護制度」(2単位)が正課科目として卒業単位に含まれます。

※詳細については、短期大学部履修要項又は短期大学部教務課で必ず確認してください。

※上記のとおり、文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生以外は、卒業要件単位としては認められません。

申込方法

上記の単位認定科目(卒業要件単位対象科目)を本登録せずに受講する本学学生は、以下のとおり申込みを行ってください。

- (1) 証明書発行機にて申込みを行う
- (2) 申込み手順

- ①画面のとおり学生証を操作する(学生証を画面にかざす)
 - ②パスワードを入力する
 - ③上部メニュー(タブ)の右端にある「>」を押す
 - ④上部メニュー(タブ)の「矯正・保護課程」を押す
 - ⑤申し込む科目を選択する
 - ⑥部数を選択する
- ※2科目以上を履修する場合は、上記⑤から⑥の手順を繰り返す
- ⑦選択完了後、確定を押す
 - ⑧選択内容を確認し、確定を押す
 - ⑨現金か生協電子マネーかを選択する
 - ⑩出力された申込書に住所・電話番号を記入し、申込窓口へ提出する

<証明書発行機の設置場所>

大宮学舎：西翼1階ロビー(講師控室前)

深草学舎：21号館1階ロビー、紫英館各学部教務課フロア

瀬田学舎：1号館1階エントランスホール、6号館社会学部教務課フロア、9号館農学部教務課前

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階(大阪市北区)

<各学舎における受講申込み窓口・問い合わせ窓口>

大宮学舎：文学部教務課(西翼1階)

深草学舎：法学部教務課(紫英館1階)

瀬田学舎：社会学部教務課(6号館1階)

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階(大阪市北区)

<総合窓口>

矯正・保護課程全般に関するお問い合わせは、以下のところまでお願いします。

矯正・保護総合センター事務部(深草学舎至心館1階)

電話：075-645-2040、FAX：075-645-2632

ホームページ：<https://rerc.ryukoku.ac.jp/>、e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

I - 2 受講について（社会人等対象）

履修証明プログラム「矯正・保護課程(矯正・保護教育プログラム)」の受講について(社会人等対象)

龍谷大学矯正・保護課程では、社会人等の本学学生以外の方を対象に学校教育法の定めに基づく履修証明プログラム(※)を開設しています。このプログラムは、本学特別研修講座「矯正・保護課程」の講義科目と施設参観(講習)を組み合わせ、本課程が定める時間数を履修することにより、体系的な知識・技術等の習得をめざすものです。プログラム修了者には、学校教育法第105条の規定に基づく履修証明書(所定の科目を履修したことを証明するもので、単位や学位を取得したことを証明するものではありません)を交付します。

※履修証明プログラムとは

履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象とした特別の課程です。大学の教育・研究資源を活かし一定の計画の下に編成する体系的な知識・技術等の習得をめざした教育プログラムで、目的・内容に応じて総時間数60時間以上で設定されています。その修了者には、学校教育法に基づく履修証明書が交付されます。

プログラム名称

矯正・保護課程(矯正・保護教育プログラム)

プログラムの開設目的

本プログラムは、刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員や犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成するとともに、矯正・更生保護分野の仕事や活動に携わる人等のキャリアアップや知見拡充に役立つ実務に即した教育プログラム(カリキュラム)を体系的に提供することを目的としています。

履修資格

次の(1)から(8)のいずれかの資格を満たす者。(※本学矯正・保護課程委員会で受講可否の審査をする際に、(1)から(8)のいずれかの資格を満たしているかを確認するため、受講申込みの際に最終学校の卒業証明書又は修了証明書の提出が必要となります。ただし、過去(2016年度以降)に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は、提出不要です。)

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学矯正・保護課程委員会において、個別の受講資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

定員

特に設けていません。

受講時間数(総時間数)

180時間以上

修了要件

以下の2つの要件を満たした場合、本プログラムを修了したものとし、学校教育法第105条の規定に基づく「履修証明書」を交付します。

- (1) 本学特別研修講座「矯正・保護課程」の開設科目を180時間以上受講し、科目合格していること
- (2) 施設参観に2日以上参加していること

修了認定に関する留意事項

①一度合格点を得た科目（既得科目）を複数回履修することは可能ですが、2回目以降、その科目を合格しても、修了要件の受講時間数（総時間数）として認められません。また、科目名称の変更や学舎によって、開講形態が異なる科目でも同一科目として取り扱うものがあります。（例1：「矯正心理学」と「犯罪心理学」、例2：深草学舎開講の「矯正概論」と瀬田学舎開講の「矯正概論A」「矯正概論B」）詳細は矯正・保護総合センター事務部でご確認ください。

②施設参観につきましては、各日程で定められている施設を全て参観しないと、上記修了要件の参観日数にカウントしません。（例：1日2施設参観予定の日程に参加し、1施設のみしか参観しなかった場合）

※注1：2015年度までに修得した矯正・保護課程科目の単位は、本履修証明プログラムの修了に必要な時間数（受講時間数）としてカウントします。また、施設参観に参加した方につきましても2015年度までに参加した分は修了要件にカウントします。

※注2：本学出身者が本学在学時に取得した矯正・保護課程科目の単位は、卒業後、本「矯正・保護教育プログラム」を履修した際、修了に必要な時間数（受講時間数）に換算し、修了要件時間数（総時間数）にカウントします。

※注3：1年で上記修了要件を満たし本プログラムを修了することは可能です。また、複数年にわたり修了することも可能ですので、各自の履修計画にあわせて、学修してください。

成績発表・証明書の交付について

(1) 「成績表」は学期末に各受講生へ郵送します。

(2) 「履修証明書」は上記修了要件を満たした年度末に1通郵送します。

※それ以降に「履修証明書」が必要な方は、証明書自動発行機で「証明書交付願」を出力の上、申込窓口へ提出してください（1通300円）。なお、交付日は、原則2日後<窓口休業日を含まず>です。

また、上記証明書発行方法以外に郵送またはオンラインでの申請も可能です。詳しくは矯正・保護総合センター事務部までお問い合わせください。

注) 2015年度までに矯正・保護課程を修了した方につきましては、従来どおり「矯正・保護課程修了証明書」（本学独自の課程修了証明書）〈1通300円〉を交付します。

プログラム内容

(1) 講義科目 ※各講義科目の内容は、P.17からのシラバスをご確認ください。

科目名 (受講時間数)	担当者	学舎	期間	曜講時 注1	教室
矯正・保護入門 (22.5時間)	浜井 浩一 他	深草	後期	木⑤	3-101
		瀬田	後期	月⑤	3-101
矯正概論 (45時間)	木村 昭彦	深草	通年	水③	3-201
矯正概論A (22.5時間)	島田 佳雄	瀬田	前期	金⑤	8-B101
矯正概論B (22.5時間)		瀬田	後期	金⑤	8-B101
矯正教育学 (45時間)	谷口 隆志	深草	通年	木③	22-301
矯正教育学A (22.5時間)	谷口 隆志	瀬田	前期	木⑤	8-B101
矯正教育学B (22.5時間)		瀬田	後期	木⑤	8-B101
矯正社会学 (45時間)	徳田 祐子 他	深草	通年	土①② (隔週)	21-301
矯正社会学A (22.5時間)	今津 武治	瀬田	前期	水⑤	8-102
矯正社会学B (22.5時間)		瀬田	後期	水⑤	8-102
犯罪心理学 (45時間) 注2	榑田 透	深草	通年	火②	2-401
		大宮	通年	木②	東覺202
犯罪心理学A (22.5時間) 注3	樋口 光平	瀬田	前期	土①② (隔週)	2-108
犯罪心理学B (22.5時間) 注3		瀬田	後期	土①② (隔週)	2-108
矯正医学 (22.5時間)	定本ゆきこ 他	深草	後期	水④⑤ (隔週)	和顔館202
成人矯正処遇 (22.5時間)	小野 修	深草	前期	水④	3-201
		瀬田	前期	木⑤	3-101
保護観察処遇 (22.5時間)	福西 毅	深草	後期	土③④ (隔週)	21-603
	歌原 拓人	瀬田	後期	土③④ (隔週)	2-105
更生保護概論 (45時間)	宇戸 午朗	深草	通年	火⑤	和顔館B107
更生保護概論A (22.5時間)	宇戸 午朗	瀬田	前期	水③	2-120
更生保護概論B (22.5時間)		瀬田	後期	水③	2-120
更生保護制度 (22.5時間)	寺戸 亮二	深草	後期	木②	3-102
更生保護制度 (12時間)		瀬田	後期	水③④	8-102
犯罪学 (22.5時間)	浜井 浩一	深草	後期	木②	22-101
被害者学 (45時間)	池田 正興	深草	通年	水②	22-201
		大宮	通年	月③	南覺203
青少年問題 (22.5時間)	浜井 浩一	深草	後期	火⑤	和顔館B202
	津島 昌弘	瀬田	後期	火③	8-B103
Ryukoku Criminology in English (22.5時間)	石塚 伸一 他	深草	前期	水⑤	21-408
		深草	後期	水⑤	21-408
アディクション論 (22.5時間)	加藤 武士 他	深草	前期	水④	21-203

注1：「曜講時」覧の○の数字は、開講講時を示します。

注2：2021年度から「矯正心理学」の科目名称を「犯罪心理学」に変更しました。

注3：2021年度から「矯正心理学A」「矯正心理学B」の科目名称を「犯罪心理学A」「犯罪心理学B」にそれぞれ変更しました。

<授業時間> ※2021年度から全学舎の授業時間が統一されました。

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:15-10:45	11:00-12:30	13:30-15:00	15:15-16:45	16:55-18:25

(2) 施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。

※実施予定時期：<夏季> 8月上旬～8月下旬 <春季> 2月上旬

実施要項や申込方法等の詳細は、学内掲示板等でお知らせします。また、科目受講者は、講義時に担当講師から案内されます。

【参考】 過年度の施設参観先

大阪医療刑務所／大阪刑務所／更生保護法人 京都保護育成会／滋賀刑務所／奈良少年院／大阪少年鑑別所／更生保護法人 和衷会／大阪府立修徳学院／交野女子学院／浪速少年院／加古川刑務所／播磨社会復帰促進センター／和歌山刑務所／更生保護法人 西本願寺白光荘／京都刑務所／京都少年鑑別所／京都医療少年院

受講料

(1) 講 義 3,140円 (税込み) / 1科目 (※2020年度から受講料が改定されました)

(2) 施設参観 1,500円程度 / 1日 (別途発表)
注) 一旦納入された受講料は返還しません。

申込期間

通年・前期科目：2021年3月22日(月)～4月1日(木) (※3月30日(火)・31日(水)は除く)

後期科目：2021年3月22日(月)～9月9日(木)

※上記申込期間のうち、土日・祝日、大学が定める休業日は除く。

※講義は前期・通年科目が4月7日(水)、後期科目が9月16日(木)から順次開講されます。お早めにお申し込みください。

申込方法

以下のとおり申込みを行ってください。

(1) 証明書発行機にて申込みを行う

(2) 申込み手順

- ①画面右下にある「卒業生／学外者」ボタンを押す
- ②上部メニュー(タブ)の右端にある「>」を押す
- ③上部メニュー(タブ)の「矯正・保護課程」を押す
- ④申し込む科目を選択する
- ⑤部数を選択する

※2科目以上を履修する場合は、上記④から⑤の手順を繰り返す

⑥選択完了後、確定を押す

⑦選択内容を確認し、確定を押す

⑧現金か生協電子マネーかを選択する

⑨出力された申込書に住所・氏名・電話番号・生年月日等を記入し、申込窓口へ提出する

(3) 「受講希望理由書」(P. 53)に必要事項を記入し、写真を添付の上、特別研修講座申込書と最終学校の卒業証明書又は修了証明書と併せて提出してください。(※過去(2016年度以降)に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は、提出不要です。)

審査・受講許可

本学矯正・保護課程委員会へ提出された書類をもとに審査し、受講を許可します。(受講可否は、前期・通年科目は4月上旬、後期科目は9月中旬に連絡します。)

証明書発行機の設置場所

大宮学舎：西翼1階ロビー(講師控室前)

深草学舎：21号館1階ロビー、紫英館各学部教務課フロア

瀬田学舎：1号館1階エントランスホール、6号館社会学部教務課フロア、9号館農学部教務課前

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階(大阪市北区)

各学舎における受講申込み窓口・問い合わせ窓口

大宮学舎：文学部教務課(西翼1階)

深草学舎：法学部教務課(紫英館1階)

瀬田学舎：社会学部教務課(6号館1階)

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階(大阪市北区)

総合窓口

履修証明プログラム「矯正・保護課程(矯正・保護教育プログラム)」全般に関するお問い合わせは、以下のところまでお願いします。

矯正・保護総合センター事務部(深草学舎至心館1階)

電話：075-645-2040、FAX：075-645-2632

ホームページ：<https://rcrc.ryukoku.ac.jp/>、e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

II. 2021年度講義日程表

2021年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【深草学舎開講分】

開講学舎	深 草															
科目名	矯正・保護入門		矯正概論		矯正教育学		矯正社会学		犯罪心理学		矯正医学		成人矯正処遇		更生保護概論	
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間		4単位/45時間		4単位/45時間		4単位/45時間		4単位/45時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		4単位/45時間	
担当者	浜井 浩一 他		木村 昭彦/島田 佳雄		谷口 隆志		徳田 祐子 他		櫛田 透		定本 ゆきこ 他		小野 修		宇戸 午朗	
開講期	後期		通年		通年		通年		通年		後期		前期		通年	
開講曜講時	木曜日 5講時		水曜日 3講時		木曜日 3講時		土曜日 1・2講時 (隔週開講)		火曜日 2講時		水曜日 4・5講時 (隔週開講)		水曜日 4講時		火曜日 5講時	
教室	3-101		3-201 / 2-301		22-301		21-301		2-401		和顔館202		3-201		和顔館B107	
前 期			1	4/7	1	4/8	1		1	4/13			1	4/7	1	4/13
			2	14	2	15	2	6/5	2	20			2	14	2	20
			3	21	3	22	3	12	3	27			3	21	3	27
			4	28	4	29	4	19	4	5/11			4	28	4	5/11
			5	5/12	5	5/6	5	26	5	18			5	5/12	5	18
			6	19	6	13	6	7/3	6	25			6	19	6	25
			7	26	7	20	7	10	7	6/1			7	26	7	6/1
			8	6/2	8	27	8	17	8	8			8	6/2	8	8
			9	9	9	6/3	9	10	9	15			9	9	9	15
			10	16	10	10	10	27	10	22			10	16	10	22
			11	23	11	17	11	10	11	29			11	23	11	29
			12	30	12	24	12	17	12	7/6			12	30	12	7/6
			13	7/7	13	7/1	13	25	13	13			13	7/7	13	13
			14	14	14	8	14	12	14	20			14	14	14	20
			15	21	15	15	15	1/15	15	27			15	21	15	27
後 期	1	9/30	16	9/22	16	9/30	15	9/18	16	9/21	1	9/29			16	9/21
	2	10/7	17	29	17	10/7	16	10/2	17	28	2	10/6			17	28
	3	14	18	10/6	18	14	17	16	18	10/5	3	13			18	10/5
	4	21	19	13	19	21	18	11/13	19	12	4	11/10			19	12
	5	28	20	20	20	28	19	27	20	19	5	17			20	19
	6	11/4	21	27	21	11/4	20	25	21	26	6	12/8			21	26
	7	11	22	11/3	22	11	21	12/11	22	11/2	7	15			22	11/2
	8	18	23	10	23	18	22	25	23	9	8	22			23	9
	9	25	24	17	24	25	23	1/15	24	16	9	19			24	16
	10	12/2	25	24	25	12/2	24	28	25	30	10	22			25	30
	11	9	26	12/1	26	9	25	12/11	26	12/7	11	25			26	12/7
	12	16	27	8	27	16	26	25	27	14	12	22			27	14
	13	23	28	15	28	23	27	1/15	28	21	13	19			28	21
	14	1/6	29	1/12	29	1/6	28	30	29	1/11	14	18			29	1/11
	15	13	30	19	30	13	29	1/15	30	18	15	22			30	18

開講学舎	深 草															
科目名	保護観察処遇		更生保護制度		犯罪学		被害者学		青少年問題		Ryukoku Criminology in English		アディクション論			
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		4単位/45時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間			
担当者	福西 毅		寺戸 亮二		浜井 浩一		池田 正興		浜井 浩一		石塚 伸一 他		加藤 武士 他			
開講期	後期		後期		後期		通年		後期		前期/後期		前期			
開講曜講時	土曜日 3・4講時 (隔週開講)		木曜日 2講時		木曜日 2講時		水曜日 2講時		火曜日 5講時		水曜日 5講時		水曜日 4講時			
教室	21-603		3-102		22-101		22-201		和顔館B202		21-408		21-203			
前 期			1	4/7	1	4/7	1	4/7			1	4/7	1	4/7		
			2	14	2	14	2	14			2	14	2	14		
			3	21	3	21	3	21			3	21	3	21		
			4	28	4	28	4	28			4	28	4	28		
			5	5/12	5	5/12	5	5/12			5	5/19	5	5/19		
			6	19	6	19	6	19			6	22(土曜日)	6	22(土曜日)		
			7	26	7	26	7	26			7	26	7	26		
			8	6/2	8	6/2	8	6/2			8	6/2	8	6/2		
			9	9	9	9	9	9			9	9	9	9		
			10	16	10	16	10	16			10	16	10	16		
			11	23	11	23	11	23			11	23	11	23		
			12	30	12	30	12	30			12	30	12	30		
			13	7/7	13	7/7	13	7/7			13	7/7	13	7/7		
			14	14	14	14	14	14			14	14	14	14		
			15	21	15	21	15	21			15	21	15	21		
後 期	1	9/18	1	9/16	1	9/30	16	9/22	1	9/21	1	9/22				
	2		2	30	2	10/7	17	29	2	28	2	29				
	3	10/2	3	10/2(土曜日:4講時)	3	14	18	10/6	3	10/5	3	10/6				
	4		4	7	4	21	19	13	4	12	4	13				
	5	16	5	14	5	28	20	20	5	19	5	20				
	6		6	21	6	11/4	21	27	6	26	6	27				
	7	11/13	7	28	7	11	22	11/3	7	11/2	7	11/3				
	8		8	11/4	8	18	23	10	8	9	8	10				
	9	27	9	11	9	25	24	17	9	16	9	17				
	10		10	18	10	12/2	25	24	10	30	10	24				
	11	12/11	11	25	11	9	26	12/1	11	12/7	11	12/1				
	12		12	12/2	12	16	27	8	12	14	12	8				
	13	25	13	9	13	23	28	15	13	21	13	15				
	14		14	1/6	14	1/6	29	1/12	14	1/11	14	1/12				
	15	1/15(3講時のみ)	15	13	15	13	30	19	15	18	15	19				

2021年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【大宮学舎開講分】

開講学舎	大 宮			
科目名	犯罪心理学		被害者学	
単位数/受講時間数	4単位/45時間		4単位/45時間	
担当者	榑田 透		池田 正興	
開講期	通年		通年	
開講曜講時	木曜日 2講時		月曜日 3講時	
教室	東巖202		南巖203	
前 期	1	4/8	1	4/12
	2	15	2	19
	3	22	3	26
	4	29	4	5/10
	5	5/6	5	17
	6	13	6	24
	7	20	7	31
	8	27	8	6/7
	9	6/3	9	14
	10	10	10	21
	11	17	11	28
	12	24	12	7/5
	13	7/1	13	12
	14	8	14	19
	15	15	15	26
後 期	16	9/30	16	9/20
	17	10/7	17	27
	18	14	18	10/4
	19	21	19	11
	20	28	20	25
	21	11/4	21	11/1
	22	11	22	8
	23	18	23	15
	24	25	24	22
	25	12/2	25	29
	26	9	26	12/6
	27	16	27	13
	28	23	28	20
	29	1/6	29	22(水曜日)
	30	13	30	1/17

2021年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【瀬田学舎開講分】

開講学舎	瀬 田									
科目名	矯正・保護入門	矯正概論A	矯正概論B	矯正教育学A	矯正教育学B					
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間					
担当者	浜井 浩一 他	島田 佳雄	島田 佳雄	谷口 隆志	谷口 隆志					
開講期	後期	前期	後期	前期	後期					
開講曜講時	月曜日 5講時	金曜日 5講時	金曜日 5講時	木曜日 5講時	木曜日 5講時					
教室	3-101	8-B101	8-B101	8-B101	8-B101					
前 期		1	4/9		1	4/8				
		2	16		2	15				
		3	23		3	22				
		4	30		4	29				
		5	5/7		5	5/6				
		6	14		6	13				
		7	28		7	20				
		8	6/4		8	27				
		9	11		9	6/3				
		10	18		10	10				
		11	25		11	17				
		12	7/2		12	24				
		13	9		13	7/1				
		14	16		14	8				
		15	23		15	15				
後 期	1	9/20	1	9/24	1	9/30				
	2	27	2	10/1	2	10/7				
	3	10/4	3	8	3	14				
	4	11	4	15	4	21				
	5	25	5	22	5	28				
	6	11/1	6	29	6	11/4				
	7	8	7	11/12	7	11				
	8	15	8	19	8	18				
	9	22	9	26	9	25				
	10	29	10	12/3	10	12/2				
	11	12/6	11	10	11	9				
	12	13	12	17	12	16				
	13	20	13	24	13	23				
	14	22(水曜日)	14	1/7	14	1/6				
	15	1/17	15	14	15	13				

開講学舎	瀬 田					
科目名	矯正社会学A	矯正社会学B	犯罪心理学A	犯罪心理学B	成人矯正処遇	
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	
担当者	今津 武治	今津 武治	樋口 光平	樋口 光平	小野 修	
開講期	前期	後期	前期	後期	前期	
開講曜講時	水曜日 5講時	水曜日 5講時	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	木曜日 5講時	
教室	8-102	8-102	2-108	2-108	3-101	
前 期	1	4/7	1	5/29	1	4/8
	2	14	2		2	15
	3	21	3	6/5	3	22
	4	28	4		4	29
	5	5/19	5	12	5	5/6
	6	22(土曜日)	6		6	13
	7	26	7	19	7	20
	8	6/2	8		8	27
	9	9	9	26	9	6/3
	10	16	10		10	10
	11	23	11	7/3	11	17
	12	30	12		12	24
	13	7/7	13	10	13	7/1
	14	14	14		14	8
	15	21	15	17 (2講時のみ)	15	15
後 期		1	9/22		1	9/18
		2	29		2	
		3	10/6		3	10/2
		4	13		4	
		5	20		5	16
		6	27		6	
		7	11/3		7	11/13
		8	10		8	
		9	17		9	27
		10	24		10	
		11	12/1		11	12/11
		12	8		12	
		13	15		13	25
		14	1/12		14	
		15	19		15	1/15(2講時のみ)

2021年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【瀬田学舎開講分】

開講学舎	瀬 田							
科目名	更生保護概論A	更生保護概論B	更生保護制度	保護観察処遇	青少年問題			
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	1単位/12時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間			
担当者	宇戸 午朗	宇戸 午朗	寺戸 亮二	歌原 拓人	津島 昌弘			
開講期	前期	後期	後期	後期	後期			
開講曜講時	水曜日 3講時	水曜日 3講時	水曜日 3・4講時	土曜日 3・4講時 (隔週開講)	火曜日 3講時			
教室	2-120	2-120	8-102	2-105	8-B103			
前 期	1	4/7						
	2	14						
	3	21						
	4	28						
	5	5/12						
	6	19						
	7	26						
	8	6/2						
	9	9						
	10	16						
	11	23						
	12	30						
	13	7/7						
	14	14						
	15	21						
後 期	1	9/22	1	10/6	1	9/18	1	9/21
	2	29	2		2		2	28
	3	10/6	3	13	3	10/2	3	10/5
	4	13	4		4		4	12
	5	20	5	20	5	16	5	19
	6	27	6		6		6	26
	7	11/3	7	27	7	11/13	7	11/2
	8	10	8		8		8	9
	9	17			9	27	9	16
	10	24			10		10	30
	11	12/1			11	12/11	11	12/7
	12	8			12		12	14
	13	15			13	25	13	21
	14	1/12			14		14	1/11
	15	19			15	1/15(3講時のみ)	15	18

特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル

学舎	1年次		2年次		3年次		4年次	
	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7・8セメ	
深草		矯正・ 保護入門	矯正概論 更生保護概論 矯正教育学		犯罪心理学（矯正心理学） 矯正社会学 被害者学 アディクション論			
				犯罪学 更生保護制度 Ryukoku Criminology in English	成人矯正処遇	保護観察処遇 矯正医学 青少年問題		
大宮					犯罪心理学（矯正心理学） 被害者学			
瀬田		矯正・ 保護入門	矯正概論A 更生保護概論A 矯正教育学A	矯正概論B 更生保護概論B 矯正教育学B 更生保護制度	犯罪心理学A （矯正心理学A） 矯正社会学A 成人矯正処遇	犯罪心理学B （矯正心理学B） 矯正社会学B 保護観察処遇 青少年問題		
共通			施 設 参 観					

IV. シラバス（講義概要・講義計画等）

授 業 科 目	矯正・保護入門	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授 他
授 業 テ ー マ	犯罪・非行の現場で働く人たちとその仕事			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第5講時（後期） 〈瀬田学舎〉月曜日第5講時（後期）			

講義概要

現代日本の刑事政策上の大きな問題の一つに刑事司法の縦割りの弊害がある。犯罪者は警察に検挙され、検察に起訴され、裁判所で判決を受けて、刑務所に収容され、そこを仮釈放されると保護観察所で指導・監督を受ける。しかし、実は、これらの機関は独立して業務を遂行することが多く、あまり連携は進んでいない。そこで働く人たちもお互いのことを意外と知らない。特に、判決後を担当する矯正・保護の目的は犯罪者の更生であるが、判決まではあまり更生を意識しない。ここに、日本の司法が抱える大きな問題がある。矯正・保護に限らないが、効果的な犯罪者処遇を実施するためには、刑事司法全体の中でのそれぞれの機関の役割を理解することが不可欠である。

本科目は、少年司法を含む日本の刑事司法システム全体を概観することで、矯正・保護がそのどこに位置づけられ、どのような役割を果たすことが期待されているのかを理解することを目的とする。その際に、刑事司法システムの流れに沿って、それぞれの刑事司法機関で働く人とその仕事内容に焦点を当てることで具体的な仕事のイメージを描くことができるように講義を行う。具体的には、映像資料などを利用したり、卒業生などを外部講師として招いたりしながら警察で働く警察官、検察庁で働く検察官・検察事務官、裁判所で働く裁判官・裁判所書記官・事務官・家庭裁判所調査官、刑務官、保護観察官、法務教官・技官や児童相談所で働く人など、刑事司法機関等で働く人とその仕事内容を紹介する。

加えて、将来の職業選択の参考となるように、警察官等それぞれの採用試験や研修の仕組みなどについても併せて講義を行う。

講義計画

深草学舎

1回目	斎藤 司	日本の刑事司法（刑事手続を含む全体像を概観）
2回目	斎藤 司	警察と警察官の仕事
3回目	斎藤 司	検察とそこで働く人たちの仕事
4回目	石塚 伸一	裁判所とそこで働く人たちの仕事
5回目	石塚 伸一	弁護士の仕事
6回目	島田 佳雄	刑事施設とそこで働く刑務官の仕事
7回目	稲葉 保	保護観察所と保護観察官・保護司の仕事
8回目	稲葉 保	刑事司法・少年司法を支えるボランティアの仕事
9回目	稲葉 保	刑事司法・少年司法と連携する医療や福祉の仕事
10回目	黒川雅代子	児童相談所や児童自立支援施設で働く人の仕事
11回目	浜井 浩一	日本の少年非行・少年司法（少年審判を含む全体像を概観）
12回目	浜井 浩一	家庭裁判所とそこで働く裁判官や家庭裁判所調査官の仕事
13回目	浜井 浩一	少年鑑別所や少年院で働く法務教官・技官の仕事
14回目	石塚 伸一	刑事司法・少年司法の歴史
15回目	石塚 伸一	刑事司法・少年司法と法

瀬田学舎

1回目	斎藤 司	日本の刑事司法（刑事手続を含む全体像を概観）
2回目	斎藤 司	警察と警察官の仕事
3回目	斎藤 司	検察とそこで働く人たちの仕事
4回目	石塚 伸一	裁判所とそこで働く人たちの仕事
5回目	石塚 伸一	弁護士の仕事
6回目	島田 佳雄	刑事施設とそこで働く刑務官の仕事
7回目	稲葉 保	保護観察所と保護観察官・保護司の仕事
8回目	稲葉 保	刑事司法・少年司法を支えるボランティアの仕事
9回目	稲葉 保	刑事司法・少年司法と連携する医療や福祉の仕事
10回目	黒川雅代子	児童相談所や児童自立支援施設で働く人の仕事
11回目	浜井 浩一	日本の少年非行・少年司法（少年審判を含む全体像を概観）
12回目	浜井 浩一	家庭裁判所とそこで働く裁判官や家庭裁判所調査官の仕事
13回目	浜井 浩一	少年鑑別所や少年院で働く法務教官・技官の仕事
14回目	石塚 伸一	刑事司法・少年司法の歴史
15回目	石塚 伸一	刑事司法・少年司法と法

到達目標

刑事司法に関係する具体的な職業とその仕事の中身を通して、刑事司法の全体像を理解するとともに、将来の進路について具体的な選択肢を提供する。

講義方法

複数の担当者によるリレー講義形式で進めます。卒業生で刑事司法に就職した人の講話やDVDを使って具体的な仕事の中身を中心に講義を行います。

授業時間外における予・復習等の指示

毎回講義終了後に配付プリント、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。

系統的履修

矯正・保護課程の科目をより深く理解できるように準備した入門講座です。できるだけ早い段階で受講してください。

成績評価の方法

定期試験（100%）のみで評価する。

※ 授業に於いては毎回出席を確認します。定期試験の持込は犯罪白書等教科書・参考書のみ可で、その他コピー不可・レジュメ不可・ノート不可なので気をつけてください。

テキスト

法務省法務総合研究所『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

具体的な職業を通して刑事司法を理解する科目ですが、進路の選択肢が見つかるかもしれません。それぞれの職業の階級や出世の方法などもこっそり教えます。

授 業 科 目	矯正概論 (文・法・政策学部の3年生以上、社会人等本学学生以外の方を対象)	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	木 村 昭 彦 元 高松矯正管区長 龍谷大学法学部客員教授
授 業 テ ー マ	矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第3講時(通年)			

講義概要

犯罪のない明るい社会を作ることは国民の悲願である。しかし、現実には毎日のように凶悪な犯罪記事が紙上をにぎわしており、犯罪などを撲滅するに至っていない。そこで、日本の安心・安全な社会を実現するために、各種政策が実施されている。

我が国の治安を支える刑事司法手続は、警察・検察・裁判・矯正・更生保護の分野から成り立っており、その内、矯正の役割は、被収容者を施設に収容し基本的な人権を尊重しつつ、その特性に応じた改善指導等の適切な矯正処遇を実施し、社会復帰を目指すことにある。特に、今は複雑な問題性を有する被収容者が多く、専門的できめ細かな対応が求められています。これら矯正に期待された役割がどのような仕組みで展開されているのかを関係法令と実務に即した観点から解説したい。

講義計画

1回目	総論	16回目	刑事施設の優遇の措置
2回目	矯正の歴史	17回目	刑事施設の作業①
3回目	矯正の基本法	18回目	刑事施設の作業②
4回目	刑事施設の運営等	19回目	刑事施設の各指導①
5回目	刑事施設の収容手続等	20回目	刑事施設の各指導②
6回目	刑事施設の物品等の取扱い	21回目	刑事施設の外部交通①
7回目	刑事施設の領置金品	22回目	刑事施設の外部交通②
8回目	刑事施設の医療①	23回目	刑事施設の賞罰
9回目	刑事施設の医療②	24回目	刑事施設の不服申立
10回目	刑事施設の宗教・書籍	25回目	刑事施設の釈放等
11回目	刑事施設の規律秩序①	26回目	少年施設の役割①
12回目	刑事施設の規律秩序②	27回目	少年施設の役割②
13回目	刑事施設の矯正処遇①	28回目	矯正施設の組織
14回目	刑事施設の矯正処遇②	29回目	再犯防止の取組等
15回目	刑事施設の制限の緩和	30回目	矯正の収容動向と課題等

到達目標

刑事司法手続における矯正の役割と矯正施設・矯正業務全般の理解。

講義方法

矯正業務の理解を進めるために、できるだけ新しい関係資料等を活用して、また、矯正職員としての自身の経験談を交えながら、分かりやすい講義にしたい。なお、質問や疑問等については、マナバのアンケート等を活用することによって、次の講義等の際、回答や解説を通して理解を深めることとする。

授業時間外における予・復習等の指示

矯正に関する基本法等を中心に矯正業務全般を扱うので、実際の矯正施設の運営と取組を理解するために、施設参観に参加していただきたい。

系統的履修

- ①成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修した後、「成人矯正処遇」を履修することが望ましい。
- ②少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正教育学」「矯正社会学」「犯罪心理学」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート試験(70%)、平常点(出席状況・態度等)及び施設参観(30%)。理論だけでなく実務から得た知識と経験を理解してもらいたいため、出席と施設参観を重視する。

テキスト

レジメを配付

参考文献

法務総合研究所『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

理論だけでなく、実務的な運用や視点等を中心とした解説が多くなることから、自分の目で矯正の現場をみていただきたい。特に、施設の運営や処遇場面等をみる機会は貴重なものとする。

授 業 科 目	矯正概論 (文学部・法学部・政策学部2年生のみ対象)	4単位 (本学学生)	担 当 者	島 田 佳 雄 元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇等			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第3講時(通年)			

講義概要

日本の犯罪者処遇は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の分野から成り立っており、その内、矯正は、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っています。これらの処遇を行うに当たっては、矯正施設の適正な運営を図り、被収容者等の人権を尊重しつつ、その資質及び環境に応じて社会復帰に必要な処遇を計画的に行うことが必要です。

本講義においては、犯罪者処遇の中での矯正の位置を確認し、矯正の成り立ちを学ぶとともに、どのような仕組みの中で犯罪者及び非行少年の処遇が行われているかをお話します。

講義計画

1回目	導入等	14～16回目	刑事施設①(刑事施設の意義等)
2～3回目	成人矯正の位置	17～19回目	刑事施設②(規律及び秩序の維持)
4回目	少年矯正の位置	20～21回目	刑事施設③(不服申立て等)
5回目	矯正の現状	22～23回目	刑事施設④(未決拘禁者の処遇)
6～7回目	矯正の歴史	24回目	刑事施設⑤(死刑確定者の処遇)
8～10回目	矯正に関する法律	25～27回目	刑事施設⑥(受刑者の処遇)
11回目	矯正の組織及び業務①	28回目	少年院
12回目	矯正の組織及び業務②	29回目	少年鑑別所
13回目	矯正職員及び国際準則	30回目	再犯防止に向けた取組み等

到達目標

矯正施設及び被収容者の処遇等の理解。

講義方法

Manabaを通じて配布するレジユメに基づき説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としません。ただし、夏季及び春季に計画される施設参観には参加するようにしてください。

系統的履修

- ①成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修した後、「成人矯正処遇」を履修することが望ましい。
- ②少年矯正分野に関心のある方や法務教官を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正教育学」、「矯正社会学」、「犯罪心理学」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート(70%)、平常点(主に出席状況等)(30%)。

テキスト

特にありません。

参考文献

「刑事政策入門」(矯正協会)、「成人矯正法」(矯正協会)、犯罪白書等

履修上の注意・担当者からの一言

できるだけ皆さんと一緒に講義を進めたいと思いますので、質問や疑問に思うことがあれば遠慮なく申し出てください。

授 業 科 目	矯正概論 A	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	島 田 佳 雄 元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	犯罪者処遇における矯正の位置及び矯正の組織等			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉金曜日第 5 講時 (前期)			

講義概要

日本の犯罪者処遇は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の分野から成り立っており、その内、矯正は、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っています。これらの処遇を行うに当たっては、矯正施設の適正な運営を図り、被収容者等の人権を尊重しつつ、その資質及び環境に応じて社会復帰に必要な処遇を計画的に行うことが必要です。

本講義においては、犯罪者処遇の中での矯正の位置を確認し、矯正の成り立ちを学ぶとともに、矯正の組織及び業務等についてお話しします。

講義計画

1 回目	導入等	10回目	少年院法・少年鑑別所法
2～3 回目	成人矯正の位置 (成人矯正の意義等)	11回目	矯正と保護の連携
4 回目	少年矯正の位置 (少年矯正の意義等)	12回目	矯正とボランティア
5 回目	矯正の現状	13回目	矯正の組織及び業務
6 回目	再犯防止に向けた取組み等	14回目	矯正職員
7 回目	矯正の歴史	15回目	予算及び国際準則
8～9 回目	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等		

到達目標

犯罪者処遇における矯正の位置及び矯正の組織等に関わる基礎的知識の習得。

講義方法

Manabaを通じて配布するレジュメに基づき説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としません。ただし、夏季及び春季に計画される施設参観には参加するようにしてください。

系統的履修

- ①成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修した後、「成人矯正処遇」を履修することが望ましい。
- ②少年矯正分野に関心のある方や法務教官を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」、「犯罪心理学A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート (70%)、平常点 (主に出席状況等) (30%)。

テキスト

特にありません。

参考文献

「刑事政策入門」(矯正協会)、「成人矯正法」(矯正協会)、犯罪白書等

履修上の注意・担当者からの一言

できるだけ皆さんと一緒に講義を進めたいと思いますので、質問や疑問に思うことがあれば遠慮なく申し出てください。

授 業 科 目	矯正概論B	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	島 田 佳 雄 元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	矯正施設の運営と被収容者等の処遇			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉金曜日第5講時（後期）			

講義概要

日本の犯罪者処遇は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の分野から成り立っており、その内、矯正は、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っている。これらの処遇を行うに当たっては、矯正施設の適正な運営を図り、被収容者等の人権を尊重しつつ、その資質及び環境に応じて社会復帰に必要な処遇を計画的に行うことが必要です。

本講義においては、矯正施設の運営について学ぶとともに、施設内処遇の具体的な仕組みについてお話しします。

講義計画

1回目	導入等	11回目	死刑確定者の処遇
2～3回目	刑事施設の意義等	12～13回目	受刑者の処遇
4～6回目	刑事施設の規律及び秩序の維持	14回目	少年院
7～8回目	不服申立て、矯正と裁判	15回目	少年鑑別所
9～10回目	未決拘禁者の処遇		

到達目標

矯正施設の運営及び被収容者等の処遇の理解。

講義方法

Manabaを通じて配布するレジюмеに基づき説明します。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としません。ただし、夏季及び春季に計画される施設参観には参加するようにしてください。

系統的履修

- ①成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修した後、「成人矯正処遇」を履修することが望ましい。
- ②少年矯正分野に関心のある方や法務教官を希望する方は、本科目を履修した後、「矯正教育学A・B」、「矯正社会学A・B」、「犯罪心理学A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート（70%）、平常点〈主に出席状況等〉（30%）。

テキスト

特にありません。

参考文献

「刑事政策入門」（矯正協会）、「成人矯正法」（矯正協会）、犯罪白書等

履修上の注意・担当者からの一言

できるだけ皆さんと一緒に講義を進めたいと思いますので、質問や疑問に思うことがあれば遠慮なく申し出てください。

授 業 科 目	矯正教育学	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	谷 口 隆 志 元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	少年院における矯正教育について			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第3講時（通年）			

講義概要

矯正教育は刑事政策・福祉政策の分野に属するものの、犯罪・非行少年が健全な大人として、変容、成長して行くことを目的とし、目指す限りにおいて、優れて教育の分野における意義と意味は深いといわれる。

矯正教育の目的、意義、体系について理解するとともに、犯罪・非行少年の実情やその教育の内容・方法の実情に触れ、矯正教育課程の教育機能性や意味についての考察を行う。

講義計画

1回目	矯正教育とは	16回目	矯正教育とは、矯正施設とは
2回目	矯正施設とは	17回目	成人事件、少年事件の流れ
3回目	成人事件の流れ	18回目	犯罪・非行の態様・動向
4回目	犯罪の態様・動向	19回目	矯正施設の矯正教育
5回目	刑事施設における矯正指導	20回目	少年院とは、少年院のアウトライン
6回目	少年事件の流れ	21回目	矯正教育の主体と客体
7回目	少年保護制度の歴史・沿革		法務教官とは
8回目	子供に関する条約、拘禁に関する国際基準等	22回目	矯正教育の内容・実施
9回目	非行少年の態様・変化	23回目	生活指導（1）
10回目	少年院の収容動向等	24回目	〃（2）
11回目	少年鑑別所における健全な育成のための支援	25回目	職業指導
12回目	少年院における矯正教育（1）	26回目	教科指導、体育指導、特別活動指導
13回目	〃（2）	27回目	少年院における教育評価
14回目	成人年齢引き下げ問題	28回目	少年院における社会復帰支援
15回目	まとめ	29回目	法務教官になろう！！
		30回目	まとめ

到達目標

少年非行の概要と非行少年の立ち直りのためのシステム、特に少年院について理解してもらう。

講義方法

パワーポイント、各種資料による説明及び講義レジュメを配付の上、実施する。

授業時間外における予・復習等の指示

パワーポイントの資料を配付し、復習に役立てる。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、本科目を履修する前に「矯正概論」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正社会学」「犯罪心理学」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点〈出席状況等〉（30%）、レポート（70%）。

テキスト

資料を配付いたします。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正教育学』（矯正協会）、法務省法務総合研究所編『犯罪白書』、法務省『新しい少年院法と少年鑑別所法』（矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における教育の体系を社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

少年院法の全面改正、少年鑑別所法が制定され、この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えることを願うしだいです。

授 業 科 目	矯正教育学B	2 単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	谷 口 隆 志 元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	少年院における矯正教育・各論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉木曜日第5講時（後期）			

講義概要

矯正教育は刑事政策・福祉政策の分野に属するものの、犯罪・非行少年が健全な大人として、変容、成長して行くことを目的とし、目指す限りにおいて、優れて教育の分野における意義と意味は深いといわれる。

矯正教育の目的、意義、体系について理解するとともに、犯罪・非行少年の実情やその教育の内容・方法の実情に触れ、矯正教育課程の教育機能性や意味についての考察を行う。

講義計画

- 1 回目 矯正教育とは、矯正施設とは
- 2 回目 成人事件、少年事件の流れ
- 3 回目 犯罪・非行の態様・動向
- 4 回目 矯正施設の矯正教育
- 5 回目 少年院とは、少年院のアウトライン
- 6 回目 矯正教育の主体と客体
法務教官とは
- 7 回目 矯正教育の内容・実施
- 8 回目 生活指導（1）
- 9 回目 〃（2）
- 10 回目 職業指導
- 11 回目 教科指導、体育指導、特別活動指導
- 12 回目 少年院における教育評価
- 13 回目 少年院における社会復帰支援
- 14 回目 法務教官になろう！！
- 15 回目 まとめ

到達目標

少年院における矯正教育の教育内容及び方法並びに教育評価について、理解してもらう。

講義方法

パワーポイント、各種資料による説明及び講義レジュメを配付の上、実施する。

授業時間外における予・復習等の指示

パワーポイントの資料を配付し、復習に役立てる。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、先に「矯正概論A・B」「矯正教育学A」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正社会学A・B」「犯罪心理学A・B」の履修もおすすめする。

成績評価の方法

平常点〈出席状況等〉(30%)、レポート(70%)。

テキスト

資料を配付いたします。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正教育学』、法務省『新しい少年院法と少年鑑別所法』（矯正協会）、『少年院教育はどのように行われているか』（矯正協会）。

履修上の注意・担当者からの一言

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における教育の体系を社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

少年院法の全面改正、少年鑑別所法が制定され、この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えることを願うしだいです。

授 業 科 目	矯正社会学	4単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	徳 田 祐 子 浪速少年院次長
授 業 テ ー マ	犯罪・非行を生み出す社会について考えを深める			近 藤 隆 交野女子学院統括専門官
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第1・2講時（通年隔週開講）			

講義概要

本講義においては、社会学が犯罪・非行をどのように考えてきたのかという基本的な視点を提供しつつ、現代社会における犯罪・非行に対する問題意識を深め、社会学的想像力を駆使して思考できる力を身に付けることを念頭に置いて講義を展開していきたい。

講義計画

- 1・2回目 社会学的考え方の特徴（近藤）
- 3・4回目 社会病理現象の社会学的理解（近藤）
- 5・6回目 社会病理現象の実態1（徳田）
- 7・8回目 社会病理現象の実態2（徳田）
- 9・10回目 非行と社会不適応（徳田）
- 11・12回目 社会学における逸脱行動論（近藤）
- 13・14回目 犯罪の動向1（成人を中心に）（徳田）
- 15・16回目 犯罪の動向2（少年を中心に）（徳田）
- 17・18回目 少年保護法制の特徴と社会学的問題（近藤）
- 19・20回目 矯正組織の特質（徳田）
- 21・22回目 施設収容と社会復帰（徳田）
- 23・24回目 施設収容に伴うラベリングの問題（近藤）
- 25・26回目 矯正教育が持つ社会的役割（徳田）
- 27・28回目 現代社会論（近藤）
- 29・30回目 社会学的想像力と知の活用（近藤）

到達目標

犯罪・非行に対して多角的な視点を持つ。

講義方法

講義形式が中心となる。

授業時間外における予・復習等の指示

特になし。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、本科目を履修する前に「矯正概論」を履修することが望ましい。また、本科目とともに、「矯正教育学」「犯罪心理学」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポートでの評価を主とします。出席回数は若干加味します。

テキスト

特になし。

参考文献

講義中に随時紹介する。

履修上の注意・担当者からの一言

講義中心となるが、知識の吸収ではなく、知識を通して柔軟かつバランスの取れた思考力を養えるように、受講生の持つ問題意識を大切にしたいと考えている。社会に対して興味関心を持つのと同時に自らの考えを持ってもらいたい。

授 業 科 目	矯正社会学 A	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	今 津 武 治 元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	非行少年に係る社会と少年院			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第5講時（前期）			

講義概要

非行少年とはどういう者のことをいうのか、彼・彼女らにはどのような特徴や傾向があるのか、彼・彼女らに対して我が国ではどのような手続きや働き掛けがなされ、どのような結果が見られるのか等について、統計データや少年院における処遇現場での実務経験を通して考えてみたいと思います。そして、後半には、約65年振りに抜本的に改正された少年院法等や事例研究における具体的なケースについても触れてみたいと考えています。

講義計画

1 回目	非行の動向	(1) 非行少年に対する手続きの流れ
2 回目	〃	(2) 統計から見る日本の少年非行
3 回目	〃	(3) 少年院出院者の更生と再犯
4 回目	非行と文化	(1) 非行少年の特徴と傾向 1
5 回目	〃	(2) 非行少年の特徴と傾向 2
6 回目	〃	(3) 非行少年に対するマスコミと地域社会の視点
7 回目	少年矯正施設	(1) 少年院と少年鑑別所
8 回目	〃	(2) 少年院における矯正教育
9 回目	〃	(3) 少年院における生活
10 回目	少年院法等改正	(1) 改正の経緯と概要
11 回目	〃	(2) 改正前と改正後 1
12 回目	〃	(3) 改正前と改正後 2
13 回目	事例研究	(1) 事例研究 1
14 回目	〃	(2) 事例研究 2
15 回目	〃	(3) 事例研究 3

到達目標

少年矯正施設（少年院、少年鑑別所）を中心として、幅広い視点から矯正施設の社会的役割や少年非行問題の実状について理解できるようになる。

講義方法

図表や視聴覚教材を積極的に活用し、質問等も講義の最後に時間を設けたり、毎回配付する「出席票」に記載する形で積極的に受け付け、フィードバックしていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

講義の後半には改正少年院法等についても触れる予定です。事前に改正前と改正後（法務省のHPで公開されています。）の条文に目を通しておいて下さい。また、講義の中で説明するキーワードの意味や関係などについては、適宜、資料を配付するので、それを基に予・復習に努め、講義に臨むようにして下さい。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、先に「矯正概論A・B」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「矯正社会学B」を受講し「矯正教育学A・B」「犯罪心理学A・B」も履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点（出席状況・受講態度等）50%、適時の小テスト50%の割合で評価する。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正社会学』
法務省法務総合研究所編『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

統計データは参考文献にある『犯罪白書』を活用します。数値的なデータは客観性を担保しやすい面を持っていますが、そのベースとなっているものはあくまでも個々の人間であるということを忘れず、先入観を排し、冷静で謙虚な科学的視点を大切にするように努めたいと思っています。

事例研究では現実的なケースだけではなく、例えば映画やドラマなどで取り上げられたテーマや価値観についても幅広く触れてみようと考えています。

授 業 科 目	矯正社会学 B	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	今 津 武 治 元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	少年院における法務教官と在院少年			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 5 講時 (後期)			

講義概要

少年院に収容されている少年たちは加害者としての側面を持っていますが、生育歴をみると、虐待やネグレクト、イジメなどの被害体験を有していたり、必要とされる働き掛けの機会に恵まれなかった者も少なくはありません。

また、他人を理解し、受容・共感することは人間社会において大切なことであり、特に教育の現場ではそれがより求められることと思います。しかし、矯正教育の対象者は非行をはじめとする様々な問題性を抱えており、その非行性や問題性までも受容し、共感してしまえば弊害が生じてしまいます。

このような面を踏まえて、少年院における法務教官及び在院少年の諸関係について考えてみたいと思います。

講義計画

- | | | |
|-------|-------------------------------------|---------------|
| 1 回目 | 矯正施設における集団 | |
| 2 回目 | 矯正施設における文化 | |
| 3 回目 | 矯正施設におけるパーソナリティー | |
| 4 回目 | 少年院における矯正教育と教育学 | |
| 5 回目 | 少年院教育の構造 | |
| 6 回目 | 少年院在院少年の語りと内面 | (1) 変容から更生へ |
| 7 回目 | 〃 | (2) 演技から役割へ |
| 8 回目 | 少年院における指導の過程 | (1) 集団指導と個別指導 |
| 9 回目 | 〃 | (2) 生活指導 |
| 10 回目 | 少年院における評価の活用 | |
| 11 回目 | 施設内処遇から社会内処遇へ | |
| 12 回目 | 少年院教育の可能性と限界 | |
| 13 回目 | 逸脱と統制の社会学 1 (古典派と実証主義、シカゴ学派と社会解体論) | |
| 14 回目 | 逸脱と統制の社会学 2 (アノミーと緊張理論、非行サブカルチャー理論) | |
| 15 回目 | 逸脱と統制の社会学 3 (ラベリング論、統制理論と社会的絆理論) | |

到達目標

少年施設 (少年院、少年鑑別所) を中心として、幅広い視点から矯正施設の機能や矯正職員の役割についての理解を深めるとともに、非行少年の問題性に応じた働き掛けについて具体的に論述できるようになる。

講義方法

図表や視聴覚教材を積極的に活用し、質問等も講義の最後に時間を設けたり、毎回配付する「出席票」に記載する形で積極的に受け付け、フィードバックしていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

講義の中で説明したキーワードの意味や関係などについては、適宜、資料を配付するので、それを基に予・復習に努め、講義に臨むようにして下さい。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、先に「矯正概論 A・B」「矯正社会学 A」を履修することが望ましい。また、本科目とともに「矯正教育学 A・B」「犯罪心理学 A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点 (出席状況・受講態度等) 50%、適時の小テスト 50% の割合で評価する。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正社会学』
 広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育—質的調査を通して—』(名古屋大学出版会)

履修上の注意・担当者からの一言

少年院は矯正施設という性格上、外部からの実証的な検討がされにくいという面を持っていますが、ここでは、教育学や社会学関係の大学研究者たちのグループが、少年院の処遇現場において長期間にわたり密度の濃いフィールド調査をした研究成果を活用し、少年院における処遇現場での実務経験を通して法務教官と在院少年のかかわりについて考えてみたいと思います。また、犯罪や非行に関する社会学の理論や学説を紹介しつつ、それらが矯正の処遇現場で、どのように関係しているかについても触れてみたいと考えています。

授 業 科 目	犯罪心理学 (旧科目名：矯正心理学)	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	櫛 田 透 元 神戸少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	犯罪者の心理と対策			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第2講時 (通年) 〈大宮学舎〉木曜日第2講時 (通年)			

講義概要

「犯罪」と「心理学」が出会う時、そこにどんな世界が見えてくるのでしょうか。
前半は犯罪現象・犯罪者に対する様々な心理学的アプローチを概観していきます。後半は矯正施設の現場で使われている心理学について実践体験を交えてお話しします。

講義計画

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 犯罪心理学の3領域～捜査・司法・矯正 | 5. 各種犯罪とその心理機制 |
| 1 回目 犯罪の5W1H | 16回目 性犯 |
| 2 回目 プロファイリングの誕生 | 17回目 粗暴犯 |
| 3 回目 プロファイリングの展開 | 18回目 薬物犯 |
| 4 回目 虚偽の検出と詐病 | 19回目 財産犯 |
| 5 回目 証言と記憶 | 20回目 反社会的集団 |
| 2. 「心の見立て」の基礎 | 6. 矯正現場の心理学 |
| 6 回目 類型論と特性論 | 21回目 ケース資料の整理 (実習) |
| 7 回目 人格の形成 | 22回目 少年鑑別所の面接調査 |
| 8 回目 生涯発達と高齢者の心理 | 23回目 質問紙法性格検査 (実習) |
| 9 回目 精神鑑定 | 24回目 心理検査の実際 |
| 3. 犯罪現象と時代の流れ～少年非行の60年 | 25回目 文章完成法検査 (実習) |
| 10回目 少年非行の特徴 | 26回目 処遇の技法 |
| 11回目 各時代の「現代型非行」 | 7. まとめ |
| 12回目 非行少年の「凶悪化イメージ」 | 27回目 補充とトピックスー1 |
| 4. 犯罪理論 | 28回目 補充とトピックスー2 |
| 13回目 社会学的観点 | 29回目 面接場面のお会い |
| 14回目 生物学的観点 | 30回目 非行少年の心象風景から |
| 15回目 犯罪との出会い | |

到達目標

犯罪を理解し考察するための心理学的知識を身に付ける。

講義方法

授業内容に関するレジュメ等の配付資料により講義形式で行います。

授業時間外における予・復習等の指示

予習については、講義の終わりに次回のテーマを提示します(初回に全30回の内容について述べますが、順序変更はあり得ます)ので、それに沿って考えておいて下さい。復習については、配付資料と講義中に紹介した参考図書等によるものとします。

系統的履修

少年矯正分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、本科目を履修する前に「矯正概論」を履修することが望ましい。また、本科目とともに「矯正教育学」「矯正社会学」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点(出席・参加状況)(60%)、レポート(40%)。適宜小レポートの提出を求めます。

テキスト

特にありません。

参考文献

『テキスト 司法・犯罪心理学』(北大路書房)、『研修教材 矯正心理学 増補改訂版』(矯正協会)、『犯罪白書』(法務総合研究所)

履修上の注意・担当者からの一言

本講義では単なる教科書的理解にとどまることなく、実際の事例に即して説明する機会がしばしば生じます。テーマはいくつかのブロックに分かれています。前期で解説した基礎知識が後半の評議を理解するには欠かせないなど、お互いに連動しているので注意してください。

また、第1回で全体の流れについて説明するので必ず出席するようにしてください。

授 業 科 目	犯罪心理学A (旧科目名：矯正心理学A)	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	樋 口 光 平 大津少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	犯罪心理学 基礎			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第1・2講時（前期 隔週開講）			

講義概要

法務省心理技官の視点から、犯罪に関する理論上・制度上の枠組みを実務に沿って概説する。

講義計画

- 1 日本における犯罪の概観
 - ・犯罪統計、犯罪の分類、犯罪の国際比較、体感治安、再犯者の動向
 - ・捜査、公判、矯正保護の諸制度
 - ・少年法
 - ・刑事司法にかかわる人々（警察、検察、裁判所、矯正保護、民間協力者）
- 2 犯罪に関する諸理論
 - ・黎明期の犯罪学
 - ・主として北米で発展した犯罪学
 - 緊張論、学習論、統制論、葛藤論、ラベリング論
 - 非行下位文化論、同心円理論、中和の技術
 - 合理的選択理論、日常活動理論、割れ窓理論
 - ・その他の犯罪学
 - 犯罪地理学、犯罪生物学、環境犯罪学、都市工学
- 3 再犯に関する理論的枠組み
 - ・主要再犯リスク、処遇ニーズ
- 4 臨床心理・ソーシャルワークを生かした犯罪者処遇の実務
 - ・少年鑑別所（収容審判鑑別、育成的処遇、地域援助）
 - ・少年院（矯正教育）
 - ・刑事施設（受刑者分類、刑務作業・改善指導、仮釈放、釈放時保護）

到達目標

犯罪者処遇に関する理論上・制度上の枠組みを把握する。

講義方法

パワーポイント等、「目で見てわかる」映像資料をメインとした講義を行う。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

系統的履修

本科目を履修した後、「犯罪心理学B」を受講し、併せて「矯正教育学A・B」「矯正社会学A・B」も履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点（出席・受講態度等）〈50%〉及びレポート〈50%〉により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所「犯罪白書」（国立印刷局）

履修上の注意・担当者からの一言

公認心理師養成課程において、「司法・犯罪領域」は主要領域のひとつです。将来的には、社会福祉士養成課程においても、「刑事司法と福祉（仮）」科目が創設され、国家試験の対象科目にもなる模様です。

こうしたことから、この講義では、非行犯罪に興味のある方はもとより、法務省・裁判所・警察での就職、心理臨床・ソーシャルワークでの活躍を目指す方に役立つものとしたいております。

なお、犯罪心理学A・Bのいずれも、入門レベルの方でも理解可能となるよう口頭のための講義とせず、パワーポイント等、図解資料を使った講義とします。

授 業 科 目	犯罪心理学B (旧科目名：矯正心理学B)	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	樋 口 光 平 大津少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	犯罪心理学 各論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第1・2講時（後期 隔週開講）			

講義概要

法務省心理技官の視点から、犯罪・非行理解のための各論を具体例を織り交ぜつつ概説する。

講義計画

- 1 犯罪に関連する臨床心理的事項
 - ・児童虐待、いじめ、DV
 - ・知的障害、発達障害、人格障害、認知症、高次脳機能障害
 - ・依存をもたらす薬物等（覚醒剤、大麻、有機溶剤、アルコール）
 - ・摂食障害
- 2 臨床心理的アセスメント
 - ・質問紙法、投映法（ロールシャッハ、TAT）、描画法、知能検査
 - ・アセスメントツール
- 3 臨床心理的処遇・介入
 - ・グループワーク、自助グループ、認知行動療法、カウンセリング
- 4 「犯罪」のタイプと特徴
 - ・金融機関強盗、窃盗（侵入盗、車上荒らし、店舗荒らし、自販機荒らし、乗物盗、知人盗、クレプトマニア）、詐欺（特殊詐欺、無銭飲食）、暴力犯罪、薬物犯罪（密輸、自己使用）、放火、交通犯罪、性犯罪、ホワイトカラー犯罪、企業犯罪
- 5 「犯罪者」のタイプと特徴
 - ・高齢者、若年者、外国人（来日、本邦在留）、女性
- 6 「犯罪集団」のタイプと特徴
 - ・暴力団、暴走族

到達目標

犯罪の背景にある臨床心理的事項を把握する。

講義方法

パワーポイント等、「目で見てわかる」映像資料をメインとした講義を行う。

授業時間外における予・復習の指示

特にありません。

系統的履修

本科目に先立って、「犯罪心理学A」を受講することが望ましい。また、本科目とともに「矯正教育学A・B」「矯正社会学A・B」も履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点（出席・受講態度等）〈50%〉及びレポート〈50%〉により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所「犯罪白書」（国立印刷局）

履修上の注意・担当者からの一言

公認心理師養成課程において、「司法・犯罪領域」は主要領域のひとつです。将来的には、社会福祉士養成課程においても、「刑事司法と福祉（仮）」科目が創設され、国家試験の対象科目にもなる模様です。

こうしたことから、この講義では、非行犯罪に興味のある方はもとより、法務省・裁判所・警察での就職、心理臨床・ソーシャルワークでの活躍を目指す方に役立つものとしたと考えております。

なお、犯罪心理学A・Bのいずれも、入門レベルの方でも理解可能となるよう口頭のみ講義とせず、パワーポイント等、図解資料を使った講義とします。

授 業 科 目	矯正医学	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	定 本 ゆきこ 京都少年鑑別所医務課長 (精神科)
授 業 テ ー マ	矯正施設における医療について			川 田 哲 嗣 大阪医療刑務所長 (総合診療科)
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第 4・5 講時 (後期 隔週開講)			中 野 温 子 奈良少年院医務課 (精神科)

講義概要

矯正施設における医療とはどのようなものなのか、どのようなものであるべきなのか。実際に矯正施設で働く現役医務官が講義します。刑務所、少年院、少年鑑別所で行われている医療の現状と浮かび上がる問題点、対象となる疾患の特徴等を示し、矯正医療への理解を深めて頂きたいと思います。成人矯正医学（6回）を川田が、少年矯正医学（9回）を定本と中野が担当します。

講義計画

- 1・2回目：少年鑑別所の機能と精神医学から見た非行のメカニズム～発達障害、虐待を中心に（定本）
- 3・4回目：精神医学概論とメンタルヘルス、女性における非行・犯罪と性教育の必要性（定本）
- 5回目：外部講師による講演〈京都ダルクの予定〉（定本）
- 6・7回目：少年院における矯正医療（中野）
- 8・9回目：アルコール依存、薬物依存について（中野）
- 10・11回目：矯正医療を理解するために（川田）
- 12・13回目：感染症（COVID-19・インフルエンザ・ノロウイルス・結核・肝炎・HIV等）（川田）
- 14・15回目：覚せい剤・薬物依存・神経発達症・人格障害・認知症・摂食障害・医師から見た矯正施設等（川田）

到達目標

矯正医療の存在意識を理解し、現状の概要を認識することを到達目標とします。

講義方法

パワーポイントもしくはLibre Officeによる資料を使いながら、分かりやすい説明に努め講義します。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

成績評価の方法

レポート（各講師に1本ずつ提出し、計3本で100%とし）により評価します。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所編『犯罪白書』（国立印刷局）
『矯正医療』（矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

矯正医療を理解するためには医学的知識が不可欠になる点も多く、講義に医学的な内容が多く盛り込まれることをご理解下さい。

授 業 科 目	成人矯正処遇	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	小 野 修 元 大阪刑務所長
授 業 テ ー マ	刑事施設（刑務所）においていかなる処遇が展開されているか			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第4講時（前期） 〈瀬田学舎〉木曜日第5講時（前期）			

講義概要

「成人矯正処遇」は、成人矯正施設（刑事施設）における処遇を指す。刑事施設は、受刑者に対し、所定の刑罰を執行するとともに、その執行期間の中で、彼らが二度と罪を犯すことのないよう矯正処遇を実施している。この施設内処遇として矯正処遇が、いま、いかなる理論に基づいて、どのように展開されているかについて解説していく。

講義計画

- | | |
|---------|---------------|
| 1回目 | I はじめに |
| 2回目 | 1. 「成人矯正処遇」とは |
| 3回目 | 2. 犯罪者から受刑者へ |
| 4回目 | 3. 刑事施設と地域社会 |
| 5回目 | II 矯正処遇の展開 |
| 6回目 | 1. 受刑者処遇の原則 |
| 7回目 | 2. 処遇要領 |
| 8回目 | 3. 集団処遇 |
| 9回目 | 4. 制限の緩和と優遇措置 |
| 10～12回目 | 5. 作業 |
| 13回目 | 6. 各種指導 |
| 14回目 | 7. 保健衛生及び医療 |
| 15回目 | III おわりに |

到達目標

刑事施設に収容された受刑者の矯正処遇の目的と原則の理解をめざす。

講義方法

あらかじめ配付するレジユメに基づき、説明する。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としない。ただ、授業終了後の夏季及び春季に計画される施設参観にはぜひとも参加するようにしていただきたい。

系統的履修

成人矯正分野に関心のある方や刑務官等を希望する方は、本科目を履修する前に、「矯正概論（A・B）」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート（70%）、平常点（出席状況・態度等）（30%）。実務家としての体験を生かした解説が中心となるので、出席状況を重視したい。また、実際の処遇場面を見聞することは非常に有意義と考えるので、施設参観にはぜひとも参加してもらいたい。

テキスト

レジユメを配付するので、講義時には必ず持参のこと。

参考文献

（法曹時報・抜刷）『矯正の現状』、鴨下守孝著『受刑者処遇読本』（小学館集英社プロダクション）、法務総合研究所『犯罪白書』、矯正協会『刑政』。

履修上の注意・担当者からの一言

質問は大いに歓迎する。

授 業 科 目	保護観察処遇	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	福 西 毅 大阪保護観察所堺支部統括保護観察官
授 業 テ ー マ	保護観察の実際			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第3・4講時（後期 隔週開講）			

講義概要

我が国の更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けることによって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としています。

本講義では、刑事司法の最後の一翼を担っている更生保護制度を体系的に紹介しながら、現在、保護観察所で行われている処遇の実際について紹介します。

講義計画

1 回目	更生保護概説 (1)	刑事司法における更生保護
2 回目	更生保護概説 (2)	仮釈放等
3 回目	更生保護概説 (3)	生活環境の調整
4 回目	保護観察総説 (1)	保護観察の意義
5 回目	保護観察総説 (2)	少年に対する保護観察
6 回目	保護観察総説 (3)	成人に対する保護観察
7 回目	保護観察処遇の実際 (1)	専門的処遇プログラム
8 回目	保護観察処遇の実際 (2)	薬物事犯対象者の処遇
9 回目	保護観察処遇の実際 (3)	住居の確保
10 回目	保護観察処遇の実際 (4)	就労支援
11 回目	保護観察処遇の実際 (5)	福祉との連携
12 回目	保護観察処遇の実際 (6)	社会貢献活動
13 回目	犯罪被害者施策	
14 回目	心神喪失者等医療観察制度	
15 回目	まとめ	課題と展望

到達目標

更生保護制度の意義をふまえた上で実際に行われている保護観察処遇について知ること。

講義方法

レジュメや資料に基づき、講義を中心に進めます。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

系統的履修

更生保護分野に関心のある方や保護観察官等を希望する方は、本科目を履修する前に、「更生保護概論」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

期末にレポート提出を求める。平常点（出席状況・受講後の感想文等）と合わせて評価する。

※レポート（60%）、平常点（40%）。

テキスト

最新社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座10 刑事司法と福祉
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集（中央法規出版株式会社）

参考文献

法務総合研究所『令和2年版犯罪白書』（法務総合研究所）
『六法』（各社）

履修上の注意・担当者からの一言

保護観察における「処遇」が、どのような考えの下で、具体的にどのように行われているのかについてわかりやすく講義したい。

授 業 科 目	保護観察処遇	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	歌 原 拓 人 近畿地方更生保護委員会 審査部門調整指導官
授 業 テ ー マ	保護観察処遇の理論と実際			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第3・4講時（後期 隔週開講）			

講義概要

我が国の更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会の中で適切に働きかけることにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、それらの者が自立し立ち直ることを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進することを目的としており、具体的には、保護観察や生活環境の調整、恩赦や犯罪予防活動などがあります。

保護観察は、国家公務員である保護観察官と民間ボランティアである保護司との協働態勢により、面接などを通じて、保護観察対象者に対する指導監督や補導援護を行っています。

本講義では、更生保護制度の理論を押さえつつ、保護観察処遇上の様々な施策や実際の処遇の状況について、事例を交えながら、その課題や対応策について考察するとともに、平成28年12月に公布された再犯防止推進法や平成29年12月に策定された再犯防止推進計画等、更生保護における最新の情勢等について、分かりやすく紹介します。

講義計画

1回目	保護観察概説（1）	刑事司法における更生保護の役割と位置付け
2回目	保護観察概説（2）	保護観察の種類・方法・実施体制等
3回目	保護観察処遇概論（1）	保護観察における指導監督
4回目	保護観察処遇概論（2）	保護観察における補導援護と更生緊急保護
5回目	保護観察処遇の実際（1）	仮釈放等制度と生活環境の調整
6回目	保護観察処遇の実際（2）	プログラム処遇と薬物事犯者対策
7回目	保護観察処遇の実際（3）	就労支援と住居の確保
8回目	保護観察処遇の実際（4）	社会貢献活動・更生保護における犯罪被害者等施策
9回目	保護観察処遇の実際（5）	事例研究（1）少年に対する保護処分
10回目	保護観察処遇の実際（6）	事例研究（2）刑事処分
11回目	保護観察処遇の実際（7）	事例研究（3）就労支援
12回目	保護観察処遇の実際（8）	事例研究（4）住居の確保
13回目	保護観察処遇の実際（9）	事例研究（5）高齢・障がい者への対応
14回目	保護観察処遇の実際（10）	事例研究（6）恩赦、入口支援
15回目	更生保護を取り巻く新たな流れ	再犯防止推進法・推進計画等

到達目標

刑事司法制度における更生保護の位置づけや役割を理解し、現状や課題を通して、社会内処遇の在り方について一定の考え方を持てるようになることを目標とします。

講義方法

担当者作成のレジュメや資料に基づき、担当者からの講義を中心に進めていく予定です。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要ありません。

系統的履修

更生保護分野に関心のある方や保護観察官等を希望する方は、本科目を履修する前に、「更生保護概論 A・B」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポート80%、平常点（出席状況・態度・積極的発言等）20%

テキスト

受講時に配付します。

参考文献

「令和2年版犯罪白書」（法務総合研究所）

履修上の注意・担当者からの一言

人口減少の昨今において、犯罪の認知件数、検挙人員も減少しつつある中、再犯者数は依然高水準であり、再犯の防止は政府全体の喫緊の課題となっています。このような中、平成28年12月に公布された再犯防止推進法や平成29年12月に策定された再犯防止推進計画など、再犯防止のための施策において、社会内での更生を担う更生保護の取り組みが高い注目を集めています。

本講義では、犯罪や非行をした人たちが地域の中でどのように更生していくのか、その実際を学ぶとともに、刑務所出所者等を排除せず、社会全体で包摂することができるような社会づくりのためにどのような取り組みが必要か、一緒に考えていければと思います。

授 業 科 目	更生保護概論	4単位 / 45時間 (本学生) / (社会人等)	担 当 者	宇 戸 午 朗 元 近畿地方更生保護委員会第二部長委員
授 業 テ ー マ	犯罪をした者や非行ある少年の社会内処遇を中心として			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第5講時（通年）			

講義概要

更生保護は、犯罪をした者や非行ある少年が再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において健全な社会人として更生するのを援助することによって、再犯または再非行を防ぎ、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置であり、この究極の目的を達成するため、広く国民に応分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪をした者や非行ある少年の改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、更生保護の沿革を概観し、現行の更生保護制度の仕組み、手続、措置の内容、処遇の方法等について、実務と経験に基づき考究します。また、中間期等に矯正施設、更生保護施設等の参観を組み込み、処遇の実践場面をつぶさに見聞し、制度運用について理解を深めていきます。

講義計画

I. 更生保護総説

- 1～2回目 更生保護制度の概念とその方法
- 3～4回目 更生保護関係の法規
基本法と関係法規の解説
- 5～9回目 更生保護制度の形成
更生保護の源流から制度の成立とその整備
- 10～12回目 更生保護の機構
更生保護機関・保護司、更生保護法人、BBS、更生保護女性会、協力雇用主等の働き

II. 更生保護各説

- 13～16回目 仮釈放
種類、手続、許可基準
- 17回目 社会復帰のための生活環境の調整
目的、意義、方法、手続
- 18～23回目 保護観察
構造、遵守事項、社会内処遇の方法
- 24回目 更生緊急保護
意義、対象、措置、手続
- 25回目 更生保護事業及び更生保護法人
意義、種別・更生保護法人の管理、監督、処遇の内容
- 26～27回目 恩赦
沿革、意義、種類と効力、前科抹消と資格回復
- 28回目 犯罪予防活動
意義、目的、内容と方法、“社会を明るくする運動”

III. 更生保護の現状と課題

- 29～30回目 刑務所出所者等をめぐる問題、司法と福祉の連携

到達目標

更生保護制度の刑事政策上での位置付け及び犯罪をした者や非行ある少年の社会への再統合に向けて更生保護の役割の理解並びに課題について理解を深めていきます。

講義方法

教材（テキスト）は担当者が用意します。この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、毎講時出席して講義を聴き、どんどん質問して理解するようにしてください。

授業時間外における予・復習等の指示

事前に配付した教材（テキスト）、資料を予習しておくこと。

系統的履修

更生保護分野に関心のある方や保護観察官等を希望する方は、「更生保護概論」を履修した後、「保護観察処遇」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

平常点（出席状況等）（50%）、レポート（適宜、提出を求める）（50%）。成績は、平常点、レポートにより総合的に評価する。

テキスト

担当者が教材として更生保護総説、更生保護各説、法規集、統計図表の4冊を作成し、配付します。

参考文献

加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』（ミネルヴァ書房）、法務総合研究所『令和2年版 犯罪白書』（法務総合研究所）、社会福祉士養成講座編集委員会（蛭原正敏ほか共著）『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度』（中央法規）、松本勝（編著）『更生保護入門』（成文堂）、今福章二、小長井賀典（編著）『保護観察とは何か』（法律文化社）

履修上の注意・担当者からの一言

- ①この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があると思います。毎講時出席して講義を聴き、どんどん質問して理解するようにしてください。
- ②この科目を履修後、矯正・保護課程の科目「保護観察処遇」を受講してください。また、その他の科目の履修が望まれます。

授 業 科 目	更生保護概論 A	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	宇 戸 午 朗 元 近畿地方更生保護委員会第二部長委員
授 業 テ ー マ	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第3講時（前期）			

講義概要

更生保護は、犯罪や非行に陥った人たちが再び過ちを繰り返すことなく、健全な社会人として更生するのを援助することによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置です。実社会において、通常の社会生活を営みながら実施されることから「社会内処遇」と呼ばれます。この究極の目的を達成するため、広く国民に応分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪や非行に陥った人たちの改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、更生保護の沿革を概観し、現行の更生保護制度の仕組み、手続等について、実務と経験から考究します。矯正施設、更生保護施設の参観により、実践場面を知る機会もあります。

講義計画

更生保護概説

- | | |
|---------|---|
| 1～2回目 | 更生保護の概念とその方法…刑事政策としての更生保護 |
| 3～4回目 | 更生保護の機構（公的機関と民間ボランティア）
更生保護機関、保護司、更生保護法人、BBS、更生保護女性会、協力雇用主 |
| 5～6回目 | 更生保護関係の法規
基本法と関係法規 |
| 7～12回目 | 更生保護の主要業務（仮釈放、保護観察、更生緊急保護、更生保護事業、恩赦、
犯罪予防活動、医療観察、犯罪被害者等支援） |
| 13～14回目 | 更生保護制度の形成
更生保護の源流から制度の成立とその整備 |
| 15回目 | 更生保護の当面する課題と方策（再犯防止施策、刑の一部の執行猶予制度等） |

到達目標

更生保護が担う社会内処遇の基本を幅広く理解する。

講義方法

講義

授業時間外における予・復習等の指示

講義時に指示。

系統的履修

更生保護分野に関心のある方や保護観察官等を希望する方は、本科目を履修した後、「更生保護概論B」「保護観察処遇」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポートの提出を求める。成績は、平常点（出席状況・態度等）及びレポート成績により総合的に評価する。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『令和2年版 犯罪白書』（法務総合研究所）、清水義恵・若穂井透 編著『更生保護』（ミネルヴァ書房）、藤本哲也・生島浩・辰野文理 編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）

履修上の注意・担当者からの一言

- ①担当者が作成したレジュメ、資料等を使用します。
- ②この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があります。毎講時出席して講義を聴き、積極的に発言、質問して理解を深めてください。
- ③更生保護の現場では、福祉的支援の必要性も拡大しています。更生保護制度の問題点、今後の在り方等について共に考える時間を持ちたいと思っています。
- ④社会福祉士試験問題に取り組むこととします。
- ⑤更生保護概論Bでは、更生保護概論Aを基に講義を行いますので、可能であれば先に更生保護概論Aを受講してください。更生保護概論Aのみの受講は可能です。

授 業 科 目	更生保護概論B	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	宇 戸 午 朗 元 近畿地方更生保護委員会第二部長委員
授 業 テ ー マ	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第3講時（後期）			

講義概要

更生保護は、犯罪や非行に陥った人たちが再び過ちを繰り返すことなく、実社会において健全な社会人として更生するのを援助することによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置です。実社会において、通常为社会生活を営みながら実施されることから「社会内処遇」と呼ばれます。この究極の目的を達成するため、広く国民に応分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪や非行に陥った人たちの改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、現行の更生保護制度の仕組み、手続、措置の内容、処遇の方法等について、実務と経験から具体的ケースに基づき考究し、さらに更生保護の課題と方向性について検討し、再犯防止への取り組みを学びます。

講義計画

更生保護各説

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1～2回目 | 更生保護制度の仕組み |
| 3～5回目 | 仮釈放等…更生保護概論Aでの講義（手続、許可基準）を基に具体的に考察する。 |
| 6回目 | 社会復帰のための生活環境の調整（事例を基に考える） |
| 7回目 | 刑務所出所者等をめぐる問題と社会復帰支援策 |
| 8～11回目 | 保護観察
構造、遵守事項、社会内処遇の方法（事例を基に考える） |
| 12回目 | 更生緊急保護（事例を基に考える） |
| 13回目 | 医療観察 |
| 14回目 | 恩赦（没革・意義・種類と効果）、更生保護における犯罪被害者等支援 |
| 15回目 | 犯罪予防活動（再犯防止と犯罪発生の防止） |

到達目標

社会内処遇を具体的な事例等を通して理解を深め、昨今の再犯防止への施策に対し自らの考えを確立する。

講義方法

講義

授業時間外における予・復習等の指示

講義時に指示。

系統的履修

更生保護分野に関心のある方や保護観察官等を希望する方は、本科目を履修する前に「更生保護概論A」を履修することが望ましい。また、本科目を履修した後、「保護観察処遇」を履修することが望ましい。

成績評価の方法

レポートの提出を求める。成績は、平常点（出席状況・態度等）及びレポート成績により総合的に評価する。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『令和2年版 犯罪白書』（法務総合研究所）、清水義恵・若穂井透 編著『更生保護』（ミネルヴァ書房）、藤本哲也・生島浩・辰野文理 編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）

履修上の注意・担当者からの一言

- ① 担当者が作成したレジュメ、資料等を使用します。理解を深めてもらうため、事例研究も行います。
- ② この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があります。毎講時出席して講義を聴き、積極的に発言して理解を深めてください。
- ③ 更生保護の現場では、福祉的支援の必要性も拡大しています。更生保護制度の問題点、今後の在り方等について、共に考える時間を持ちたいと思っています。
- ④ 更生保護概論Aで更生保護の概念・全体系を講義しますので、可能であれば先に更生保護概論Aを受講してください。更生保護概論Bのみの受講は可能です。

授 業 科 目	更生保護制度	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	寺 戸 亮 二 元 中国地方更生保護委員会 第二部長委員
授 業 テ ー マ	「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第 2 講時（後期）			

講義概要

更生保護は、刑事司法、少年司法の手続きを経て定められた犯罪者・非行少年処遇のうちの社会内処遇に関わる制度で、犯罪者・非行少年の再犯（再非行）防止を目的としています。警察→検察→裁判→矯正施設と、隔離・拘禁のイメージがついて回る犯罪者処遇ですが、犯罪をした者等が「孤立することなく」、円滑に社会復帰すること（re-entry）が再犯防止に重要であるとした「再犯防止推進法」に基づき2017.12閣議決定された「再犯防止推進計画」は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、刑務所出所者等に対する住居支援・就労支援〔居場所と出番〕、保健医療・福祉サービスの利用の促進、地方公共団体等地域の支援ネットワークの取組促進等の施策を展開するとしています。高齢者・障害者の累犯がクローズアップされて以降、必要性が訴えられてきた福祉支援についてさらに取り組み促進が期待されるところです。本講義では、法律・制度としての更生保護について学びつつ、あわせて新規施策により社会福祉士の活躍が期待される刑事司法の関連分野のトピックスも取り上げて、犯罪者・非行少年処遇の知識と理解を確かにするを旨とします。

講義計画

- 1 回目 刑事司法・少年司法での位置づけ、更生保護制度の歴史的変遷
- 2 回目 更生保護の背景としての我が国の社会問題の変容と支援の在り方
- 3 回目 刑事司法制度の概要（成人／少年、刑事責任）
- 4 回目 更生保護制度概説
- 5 回目 矯正処遇と社会内処遇へのかけはし（矯正施設と矯正処遇、生活環境調整）
- 6 回目 仮釈放と満期釈放、更生緊急保護、特別調整
- 7 回目 保護観察 1（本人のストレングスとウィークネス／専門的処遇プログラム）
- 8 回目 保護観察 2
- 9 回目 保護観察 3／犯罪予防活動等
- 10 回目 更生保護制度の担い手（保護観察官、保護司、更生保護施設等、民間協力者等）
- 11 回目 関係機関・団体との連携（検察庁、裁判所、矯正施設、就労支援・福祉機関等）
- 12 回目 医療観察制度の概要（生活環境調査、生活環境調整、精神保健観察等）
- 13 回目 更生保護と犯罪被害者、恩赦制度等
- 14 回目 まとめ／更生保護における近年の動向と今後の展望
- 15 回目 社会福祉士試験問題の検討

到達目標

更生保護制度の基本的知識について具体的に理解できるようになる。取り組みの進む出所者等支援の現状を知ることによって、犯罪者・非行少年処遇を理解する。併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関しても理解できるようになる。

講義方法

更生保護は、なじみの薄い分野・制度と思われるため、授業は講義を中心に行う。

授業時間外における予・復習等の指示

日頃から、犯罪や非行、更生保護制度や刑事司法・少年司法に関するニュースや新聞、法務省HP等に関心を持って、見たり読んだりすること。自主学習時間：30時間

系統的履修

社会福祉原論、社会福祉援助技術総論

成績評価の方法

平常点（50％）授業への積極的参加度、レポート（50％）論理的に自らの考えを述べているかを評価。レポート提出必須。

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

- ①参考書籍等は授業中に示唆する。
- ②授業計画に関わらず社会福祉士問題の検討は随時行う。
- ③授業中のスマホ操作は、学修のための検索を目的とする以外はやめていただきたい。

授 業 科 目	更生保護制度	1 単位 / 12時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	寺 戸 亮 二 元 中国地方更生保護委員会 第二部長委員
授 業 テ ー マ	「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第3・4講時（後期）			

講義概要

更生保護は、刑事司法、少年司法の手続きを経て定められた犯罪者・非行少年処遇のうちの社会内処遇に関わる制度で、犯罪者・非行少年の再犯（再非行）防止を目的としています。警察→検察→裁判→矯正施設と、隔離・拘禁のイメージがついて回る犯罪者処遇ですが、犯罪をした者等が「孤立することなく」、円滑に社会復帰すること（re-entry）が再犯防止に重要であるとした「再犯防止推進法」に基づき2017.12閣議決定された「再犯防止推進計画」は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、刑務所出所者等に対する住居支援・就労支援〔居場所と出番〕、保健医療・福祉サービスの利用の促進、地方公共団体等地域の支援ネットワークの取組促進等の施策を展開するとしています。高齢者・障害者の累犯がクローズアップされて以降、必要性が訴えられてきた福祉支援についてさらに取り組み促進が期待されるところです。本講義では、法律・制度としての更生保護について学びつつ、あわせて新規施策により社会福祉士の活躍が期待される刑事司法の関連分野のトピックスも取り上げて、犯罪者・非行少年処遇の知識と理解を確かにするを旨とします。

講義計画

- 1 回目 刑事司法・少年司法での位置づけ、更生保護制度の概観、更生保護の歴史、刑罰の種類と前科、恩赦
- 2 回目 更生保護制度①（保護観察を中心にして～指導監督、補導援護）
- 3 回目 社会内処遇へのかけ橋（矯正処遇／生活環境調整、仮釈放）
- 4 回目 更生保護制度②（特別調整、犯罪被害者等制度、犯罪防止活動、近年の動向）
- 5 回目 更生保護制度の担い手（保護観察官、保護司、更生保護施設、民間協力者）
- 6 回目 関係機関・団体との連携（検察庁、裁判所、矯正施設、就労支援・福祉機関等）
- 7 回目 医療観察制度の概要（制度の概要、生活環境調査・調整、精神保健観察等）
- 8 回目 社会福祉士試験問題の検討

到達目標

- ・社会福祉を学ぶ上で、さらには社会福祉士を目指す上で必要な更生保護制度全般への理解を確実にする。
- ・実際の相談援助活動において必要となる更生保護制度の基本的知識について具体的に理解し、併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関しても理解できるようになる。

講義方法

更生保護は、なじみの薄い分野・制度と思われるため、授業は講義を中心に行う。

授業時間外における予・復習等の指示

日頃から、犯罪や非行、更生保護制度や刑事司法・少年司法に関するニュースや新聞、法務省HP等に関心を持って見たり、読んだりすること。自主学習時間：15時間

系統的履修

社会福祉原論、社会福祉援助技術総論

成績評価の方法

平常点（50％）授業への積極的参加度、レポート（50％）論理的に自らの考えを述べているかを評価。レポート提出必須。

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

- ①参考となる書籍等については授業中示唆する。
- ②授業計画に関わらず社会福祉士試験問題の検討は随時行う。

授 業 科 目	犯罪学	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授
授 業 テ ー マ	犯罪を科学する「(刑罰)信仰に基づく犯罪対策から、エビデンスに基づく犯罪対策へ」			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第2講時(後期)			

講義概要

戦後、長い間、日本は、世界一の治安を誇っていました。しかし、1990年代に入り、いわゆるバブル経済が崩壊し、日本の治安に関しても疑問を投げかける声が多く聞かれるようになり始めました。そして、治安の悪化を懸念する声は、1997年に神戸で発生した児童殺傷事件以降の一連の少年犯罪から一気に高まりを見せ、2000年に世田谷で起きた一家殺人事件、2001年の大阪教育大学附属池田小学校での児童無差別殺傷事件、2003年には長崎で12歳の少年による幼児殺害事件、2004年には奈良で女児誘拐殺人事件、2005年には広島と栃木で同様のショッキングな事件が起こり、こうした傾向に拍車をかけました。その結果、2003年の総選挙では、犯罪対策が大きな争点ともなり、少年法を含めて刑事立法による厳罰化が加速しました。現在でも少年犯罪が凶悪化したとの言説の下、少年法の成人年齢が20歳から18歳に引き下げの議論が燃えています。

しかし、よく考えてください。少子高齢化で若者が減っているのに犯罪が増えているのでしょうか。皆さんが犯罪にあう現実のリスクは増加しましたか。日本の警察は、そんなにだらしなくなったのでしょうか。実際は刑法犯の認知件数は2002年から減少し続け、殺人の認知件数も戦後最低を記録し、ついに未遂も含め1,000件を下回り、刑務所も少年院も次々と閉鎖されています。心の時代と言われ、非行少年や犯罪者の心の闇が問題となっていますが、心の闇とは何なのでしょう。監視(防犯)カメラは本当に犯罪を防止することができるのでしょうか。厳罰化など力による犯罪対策は、犯罪を抑止することができるのでしょうか。刑務所には、凶悪犯罪者ではなく、認知症の高齢者など社会的弱者がどんどん集められています。刑法・刑罰は誰から誰を守ろうとしているのでしょうか。

犯罪学は、再犯防止を含む犯罪防止と犯罪者処遇を研究する研究分野です。この講義では、理論だけでなく、講師が法務省で犯罪者処遇や犯罪白書の作成に関わっていた事例や体験を交えながら、犯罪学という窓を通して現代日本の犯罪と刑事政策を考えてみたいと思います。

講義計画

- 1 回目 オリエンテーション：犯罪とは何か
- 2 回目 一見効果的な犯罪対策(スケアードストレイト・プログラム)
- 3 回目 日本の治安は悪化しているのか?(少子高齢化社会と犯罪)
- 4 回目 刑罰に関する統計入門(刑罰に関する統計) 厳罰化とはなんだったのか
- 5 回目 刑務所は社会を映し出す鏡(刑務所の高齢者と障害者)
- 6 回目 犯罪学と死刑(世界から見た日本の死刑)
- 7 回目 (科学的)エビデンスに基づいた犯罪対策
- 8 回目 犯罪学理論(犯罪学理論とは何か?)
- 9 回目 犯罪理論Ⅰ(犯罪生物学：遺伝と犯罪)
- 10回目 犯罪理論Ⅰ(犯罪精神医学：人はなぜ犯罪者となるのか?)
- 11回目 犯罪学理論Ⅰ(犯罪心理学：人はどうして犯罪をするのか?)
- 12回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか? シカゴ学派)
- 13回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか? 分化的接触理論)
- 14回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか? ラベリング理論・社会的学習理論)
- 15回目 犯罪理論Ⅲ(犯罪社会学：その他の理論)

到達目標

テレビや新聞の犯罪や刑罰に関する記事を正しく理解し、批判的に検討することができる。

講義方法

テキストに加え、レジュメを用意しつつ、講義形式で授業を行います。隔週で著名な犯罪学者のTED Showなどの動画を視聴します。

授業時間外における予・復習等の指示

毎回講義終了後に配付プリント、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。また毎日、新聞を読んでください。

成績評価の方法

定期試験100%(学期末試験のみで評価します。)

《重要》3年前の定期試験からレジュメを含めて、コピーの持込を不可としています。つまり、持ち込めるのはテキストや参考文献等の書籍のみです。受講に当たってはこの変更点に十分配慮してください。

テキスト

浜井浩一『世界一安全な国の不思議な刑事政策(刊行予定)』現代人文社、2021年

参考文献

法務総合研究所編『平成30年版犯罪白書』、瀬川 晃『犯罪学』(成文堂)、浜井浩一『新犯罪論』(現代人文社)、浜井浩一『犯罪統計入門(第2版)』(日本評論社)

履修上の注意・担当者からの一言

講義内容そのものは統計グラフや具体的事例を使って説明するため一つ一つの内容は難解ではありませんが、一つの講義での情報量が多く、日本ではここでしか聞けない最先端の内容です。油断していると付いてこれなくなるので、集中して受講してください。なお、学生の理解の様子を見ながらシラバスの内容を一部省略する方向で変更することがあります。

授 業 科 目	被害者学	4単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	池 田 正 興 元 人吉農芸学院長
授 業 テ ー マ	犯罪被害者支援の状況と被害者の権利・地位			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第2講時（通年） 〈大宮学舎〉月曜日第3講時（通年）			

講義概要

被害者は犯罪学の枠外におかれ、「忘れられた存在」として長い間置き去りにされてきた。そこで、犯罪被害者支援の淵源をたどり、被害者学がどのように発展してきたのか、また、被害者支援や刑事政策にかかわる多くの機関がどのように対応しているのかなどについて理解を深める。

講義計画

1回目	犯罪被害者の黎明	16回目	被害化要因
2回目	犯罪被害者の定義	17回目	犯罪被害のストレス・トラウマ
3回目	犯罪と被害者の認知	18回目	犯罪被害者による講演
4回目	被害化、被害者化	19回目	被害者の実態調査1
5回目	ゼロトレランスの思潮	20回目	被害者の実態調査2
6回目	諸外国における犯罪被害者支援の歴史	21回目	ネグレクトされる被害者
7回目	我が国における犯罪被害者支援の歴史	22回目	犯罪被害暗数調査
8回目	変遷する刑事思潮と被害者	23回目	初期的被害者理論とその批判
9回目	我が国における犯罪被害と警察活動	24回目	近年の被害者理論
10回目	被害者支援のための制度及び法整備	25回目	悲嘆の源泉（PTSD、ASD）
11回目	司法機関等における被害者支援及び対策	26回目	悲嘆ケア（グリーフ・ケア）
12回目	行政機関等における被害者支援及び対策	27回目	いじめ虐待等被害の態様
13回目	民間団体等における被害者支援及び対策	28回目	犯罪被害者支援を取り巻く諸問題
14回目	犯罪被害と報道	29回目	犯罪被害者支援の今後
15回目	犯罪被害者等基本法等	30回目	修復性の概念（まとめ）

到達目標

犯罪被害者の社会的地位・法的地位・経済的地位・精神的状況の理解。

講義方法

資料による講義を中心とする。小レポートの提出を求める。犯罪被害者による講話や事例・判例から学ぶ。

授業時間外における予・復習等の指示

事前配付の資料を熟読して、講義にのぞむこと。

成績評価の方法

平常点（出席及び参加態度）（30%）、レポート（授業の中で提出を求める小レポート）（30%）、定期試験（筆答試験又はレポート試験）（40%）

テキスト

適宜配付する。

参考文献

国家公安委員会 警察庁『犯罪被害者白書』、宮澤浩一・国松孝次『犯罪被害者支援の基礎』（東京法令）、ジョー・グディ（西村春夫監訳）『これからの犯罪被害者学』（成文堂）

履修上の注意・担当者からの一言

- ①講義中の交談やイビキは、他に迷惑がかかるため厳に慎むこと。
- ②やむを得ない事情を除き、遅刻入室は禁止する。

授 業 科 目	青少年問題	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授
授 業 テ ー マ	公務員志望者のための行動科学入門			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第5講時（後期）			

講義概要

被收容者処遇法84条5「矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。」及び少年法第9条「・・・医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」並びに更生保護法第31条2「保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。」とあるように、矯正・保護処遇の理論的な基礎は、医学、心理学、教育学や社会学といった行動科学に依拠している。矯正・保護処遇を理解するためには、こうした行動科学の基礎的知識が不可欠であり、本講義は、子ども・若者白書や心理学、教育学、社会学等の基礎的教科書を参照しながら、矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学の基礎的な知識を付与する。

矯正・保護職員となるためには、法務省専門職員採用試験等の公務員試験に合格しなくてはならないが、この試験の専門試験は行動科学の知識を問われるものであり、本科目は、こうした公務員試験に対応できる行動科学の基礎的な知識を身に付けることができるように講義を行う。

講義計画

- | | |
|------|-----------------------------|
| 1回目 | オリエンテーション。子ども・若者白書の概要 |
| 2回目 | 心理学（1） 心理学史 |
| 3回目 | 心理学（2） 情動・認知・道徳の発達 |
| 4回目 | 心理学（3） 知能・パーソナリティ（理論・心理テスト） |
| 5回目 | 心理学（4） 発達障がい・精神障がい・心理療法 |
| 6回目 | 教育学（1） 西洋教育思想史 |
| 7回目 | 教育学（2） 学習指導・生活指導・学校教育法 |
| 8回目 | 教育学（3） 家庭・学校での問題行動 |
| 9回目 | 社会学（1） 社会学史（古典社会学） |
| 10回目 | 社会学（2） 家族社会学（中期の社会学） |
| 11回目 | 社会学（3） 社会階層・階級（現代の社会学） |
| 12回目 | 社会学（4） 社会調査（階級・階層と社会変動） |
| 13回目 | 社会福祉（1） 生活保障（生活保護・年金） |
| 14回目 | 社会福祉（2） 高齢者福祉 |
| 15回目 | 社会福祉（3） 児童の権利・障がいの者の権利 |

到達目標

矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学（心理学・教育学・社会学等）の基礎的な知識を修得するとともに、法務省専門職員採用試験、家庭裁判所調査官補採用試験等における専門試験の出題趣旨が理解できるようになる。

講義方法

『子ども・若者白書』等を参照しつつ毎回資料を配付し講義を実施。

授業時間外における予・復習等の指示

公務員試験の過去問を参考にしつつ、論述問題は実際に解答を書く練習をしてください。
また、毎回講義終了後に配付プリント、講義ノートをもとに復習をおこない、要点をまとめておくこと。

系統的履修

矯正・保護入門を受講していることが望ましい。

成績評価の方法

定期試験100%
※毎回出席をとります。

テキスト

内閣府『子ども・若者白書』、その他、過去問を含む問題やレジュメを適宜配付します。

参考文献

TAC公務員講座『公務員Vテキスト』（TAC出版）、資格試験研究会『新スーパー過去問ゼミ』（実務教育出版）、法務省矯正研修所『矯正社会学』（公益財団法人矯正協会）、法務省矯正研修所『矯正心理学』（公益財団法人矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

青少年分野での公務員試験の受験を考えている人を対象とした講義です。法務省専門職員採用試験や家庭裁判所調査官補採用試験によく取り上げられる心理学、社会学、教育学、（時間が許せば社会福祉）の基礎的な知識を中心に講義します。15回と限られているので、講義の中心は心理学と社会学となり、それぞれの代表的な研究者とその理論を中心に説明します。ただし、公務員講座ではないので、できるだけ非行など現実の青少年問題と関係付けながら説明します。

授 業 科 目	青少年問題	2 単位 / 22.5時間 (本学生) / (社会人等)	担 当 者	津 島 昌 弘 龍谷大学社会学部教授
授 業 テ ー マ	公務員志望者のための行動科学入門			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉火曜日第3講時（後期）			

講義概要

被収容者処遇法84条5「矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。」及び少年法第9条「・・・医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」並びに更生保護法第31条2「保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。」とあるように、矯正・保護処遇の理論的な基礎は、医学、心理学、教育学や社会学といった行動科学に依拠している。矯正・保護処遇を理解するためには、こうした行動科学の基礎的知識が不可欠であり、本講義は、青少年白書や心理学、教育学、社会学等の基礎的教科書を参照しながら、矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学の基礎的な知識を付与する。

加えて、矯正・保護職員や家庭裁判所調査官となるためには、法務省専門職員採用試験等の公務員試験に合格しなくてはならないが、この試験の専門試験は行動科学の知識を問われるものであり、本講義は、こうした公務員試験に対応できる行動科学の基礎的な知識を身に付けることができるように配慮する。

講義計画

1回目	オリエンテーション。子ども・若者白書の概要
2回目	心理学（1） 心理学史
3回目	心理学（2） 情動・認知・道徳の発達
4回目	心理学（3） 知能・パーソナリティ（理論・心理テスト）
5回目	心理学（4） 発達障がい・精神障がい・心理療法
6回目	教育学（1） 西洋教育思想史
7回目	教育学（2） 学習指導・生活指導・学校教育法
8回目	教育学（3） 家庭・学校での問題行動
9回目	社会学（1） 社会学史（古典社会学）
10回目	社会学（2） 家族社会学（中期の社会学）
11回目	社会学（3） 社会階層・階級（現代の社会学）
12回目	社会学（4） 社会調査（階級・階層と社会変動）
13回目	社会福祉（1） 生活保障（生活保護・年金）
14回目	社会福祉（2） 高齢者福祉
15回目	社会福祉（3） 児童の権利・障がい者の権利

到達目標

矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学（心理学・教育学・社会学等）の基礎的な知識を修得するとともに、法務省専門職員採用試験、家庭裁判所調査官補採用試験等における専門試験の出題趣旨が理解できるようになる。

講義方法

毎回資料を配付し、講義を実施します。

授業時間外における予・復習等の指示

公務員試験の過去問を参考にしつつ、論述問題は実際に解答を書く練習をしてください。

系統的履修

矯正・保護入門を受講していることが望ましい。

成績評価の方法

平常点20%ミニッツペーパー（講義内容の要約、質問、コメント等を書いたもの）で評価する。小テスト20%manabaを用いた小テスト（課題）、レポート20%（数回程度）、定期試験40%
※毎回出席をとります。

テキスト

過去問を含む問題やレジュメ等を適宜配付します。

参考文献

法務省矯正研修所『矯正社会学』（公益財団法人矯正協会）、法務省矯正研修所『矯正心理学』（公益財団法人矯正協会）、TAC公務員講座『公務員Vテキスト』（TAC出版）、資格試験研究会『新スーパー過去問ゼミ』（実務教育出版）

履修上の注意・担当者からの一言

司法分野の公務員試験の受験を予定している人を対象とした講義です。法務省専門職員採用試験や家庭裁判所調査官補採用試験によく取り上げられる心理学、社会学、教育学、社会福祉の基礎的な知識を中心に講義します。15回と限られているので、講義の中心は心理学と社会学となり、それぞれの代表的な研究者とその理論を中心に説明します。

授 業 科 目	Ryukoku Criminology in English	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	石 塚 伸 一 龍谷大学犯罪学研究センター長 龍谷大学法学部教授 他
授 業 テ ー マ	龍谷・犯罪学：日本の犯罪と刑事司法 RYUKOKU Criminology: Criminology and Criminal Justice in Japan			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第5講時（前期／後期）			

講義概要／Course outline

龍谷大学犯罪学研究センター（Ryukoku University Criminology Research Center: CrimRC）は、2016年6月に発足し、同年11月に文部科学省私立大学研究ブランディング事業（5か年）に採択されました。センターの取り組みを通じ、犯罪予防と対人支援を基軸とする「龍谷・犯罪学」を構築し、広く世界に海外にアピールすることを目的に研究活動を展開しています。本年度から、「龍谷・犯罪学」の構築をめざす挑戦的・萌芽的授業プログラム（英語）を全15コマ（2単位）で開設します。題して、Ryukoku Criminology in English "Let's study the Criminal Justice System in the secure and safe society!"

英語授業です。英語を母国語とする留学生だけでなく、英語コミュニケーション能力を高めたいと思っている留学生、学部生、矯正・保護課程の受講生なども受講をおすすめします。また、講師は海外での留学や教授の経験者なので、これから留学を予定していて、英語レポート作成のためのリテラシーや社会調査のノウハウを身につけたいと思っている人にもおすすめです。

講義計画／Lecture plan

- 1 回目 石塚伸一（Prof. Shinichi Ishizuka）入門 龍谷・犯罪学（Introduction to RYUKOKU Criminology）
- 2 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の刑事司法システム 1
（Criminal Justice System in Japan Part 1）
- 3 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の刑事司法システム 2
（Criminal Justice System in Japan Part 2）
- 4 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の犯罪統計 1（Criminal Statistics in Japan Part 1）
- 5 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の犯罪統計 2（Criminal Statistics in Japan Part 2）
- 6 回目 浜井浩一（Prof. Koichi Hamai）日本の犯罪と刑罰（Crime and Punishment in Japan）
- 7 回目 津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）暗数と調査 1：被害者調査（Dark Figures and Research Part 1: Victim Survey on violence against women）
- 8 回目 津島昌弘（Prof. Masahiro Tsushima）暗数と調査 2：自己報告（Dark Figures and Research Part 2: ISRDS (International Self-report Delinquency)）
- 9 回目 デイビッド ブリュースター（Dr. David Brewster）薬物依存と日本文化
（Drug abuse and culture in Japan）
- 10 回目 デイビッド ブリュースター（Dr. David Brewster）犯罪と日本文化
（Crime and Culture in Japan）
- 11 回目 笹倉香奈（Prof. Kana Sasakura）検察官司法：日本の刑事司法システムの特徴
（Prosecutor in Criminal Justice System: Some Peculiar）
- 12 回目 平山真理（Prof. Mari Hirayama）裁判員裁判：“あなたは、裁判員になりたいですか？”
（Lay Participation in Criminal Trials in Japan Part 1: “Do you want to be a lay judge?”）
- 13 回目 佐藤舞（Prof. Mai Sato）日本の死刑：死刑に対する世論調査
（Death Penalty in Japan: Public attitudes towards the death penalty）
- 14 回目 石塚伸一（Prof. Shinichi Ishizuka）日本の刑務所：矯正と更生保護
（Prison in Japan: Corrections and Rehabilitation）
- 15 回目 石塚伸一（Prof. Shinichi Ishizuka）まとめ：刑事司法における犯罪と正義
（Crime and Justice in Criminal Justice）

到達目標／Attainment objectives

日本は、世界でも最も安心・安全な国のひとつです。犯罪学研究センターは調査研究の成果を踏まえ、日本語および英語の犯罪学カリキュラムを創造し、国の内外に普及させることを目標のひとつにしています。今回の挑戦は、龍谷・犯罪学の教育プログラムの構築とともに、日本の法、社会および文化を英語で学修したいという人たちの要望に応えようとするものです。

Japan is one of the most safe and secure countries in the world. We are creating a Japanese and English curriculum based on the results of research conducted by the Criminology Research Center(CrimRC) and will disseminate it within and outside Japan. A key challenge is to construct an educational program of Japanese Criminology, whilst also meeting the needs of foreign students who would benefit from learning about law, society and culture in Japan.

講義方法／Study Method

授業は、少人数クラスで行います。講師は、日本の犯罪学のトップリーダーです。ゲストスピーカーとして招聘を予定している講師陣は、宮澤節生（カリフォルニア大学ヘイスティング校客員教授、アジア犯罪学会会長）、笹倉香奈（甲南大学教授）、平山真理（白鷗大学教授）、佐藤舞（オーストラリア国立大学 REGNET 教授）、D.ブリュースター（当センター博士研究員）など、国際的に活躍している研究者です。必ずみなさんの期待に応えることができますでしょう。

Each lecture is based on a small class and in English. Lecturers of CrimRC are top leaders in the field of Japanese Criminology. Setsuo Miyazawa (Guest Researcher of Criminology Research Center/Senior Visiting Professor of Law at University of California Hastings College of the Law/Professor Emeritus at Kobe University/Adjunct Professor at Temple University Japan), Kana Sasakura (Guest Researcher of Criminology Research Center/Professor of the Faculty of Law at Konan University), Mari Hirayama (Professor of the Faculty of Law at Hakuoh University), Mai Sato (Visiting Researcher of Criminology Research Center/Associate Professor of School of Law at University of Reading), David Brewster (Postdoctoral Researcher of Criminology Research Center)

授業時間外における予・復習等の指示／Direction related to study out of class

日本の法律、社会、文化に関する文献や情報の収集、法令や判例のリサーチメソッド、社会調査や統計処理のノウハウについても、基本的な情報を提供します。より深く学び、本格的に犯罪学知見を身につけたいと思っている人は、主体的・能動的にリクエストしてください。

We will propose not only literatures and information concerning law, society and culture in Japan, but also research methods of legal regulations and courts decisions and how to know research and analysis on social data. If you will study much more criminological knowledge, you should actively request lecturers more.

系統的履修／System of study

特別研修講座「矯正・保護課程」を受講し、刑務所や少年院、鑑別所や更生保護施設などの刑事司法関連施設を参観することをすすめます。犯罪学の学修がより深まると思います。

We recommend you to take part in Educational Programs of Corrections and Rehabilitation Center in order to learn the practical situation in the criminal justice system and visit to related facilities.

成績評価の方法／Grading criteria and method of evaluation

平常点（30%）〈授業に出席し、積極的かつ能動的に議論に参加してください。（Attendance and attitude to classes）〉

小テスト（30%）〈毎授業の終わりに学修の状況を確認します。（Small check tests）〉

レポート（20%）〈課題レポートを提出してもらいます。（Report on Japanese Criminology）〉

定期試験（20%）〈最終の授業で到達度テストを実施します。（Achievement test）〉

テキスト／Textbooks

授業で指示します。（In the class room）

参考文献／Reference books

特になし（nothing）

履修上の注意・担当者からの一言／Advice to students on study and research methods

オーガナイザーは、犯罪学研究センター長の石塚伸一です。相談や質問のある人は、指定するオフィスアワーの時間に深草学舎紫光館2階204研究室を訪問してください。下記に連絡して、アポイントメントをとってください。Organizer's address: ishizuka@law.ryukoku.ac.jp

分からないことがあれば、いつでも。犯罪学研究センターに連絡してください。スタッフが親切に対応してくれると思います。

Whenever you have any question, You should access as follows: Criminology Research Center in Ryukoku University [Address] 67 Tsukamoto-cho, Fukakusa, Fushimi-ku, Kyoto [TEL] 075-645-2184 [FAX] 075-645-2240 [E-mail] crimrc2016@ad.ryukoku.ac.jp

参考URL／Web pages useful for reference

龍谷大学犯罪学研究センター：<https://crimrc.ryukoku.ac.jp/>

龍谷大学矯正・保護総合センター：<https://rcrc.ryukoku.ac.jp/>

授 業 科 目	アディクション論	2単位 (本学学生) / 22.5時間 (社会人等)	担 当 者	加 藤 武 士 木津川・奈良ダルク代表・保護司
授 業 テ ー マ	アディクション領域におけるアドヴォカシー・政策・当事者活動			市 川 岳 仁 三重ダルク代表・精神保健福祉士
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第4講時（前期）			

講義概要

アディクションは現代の社会課題の一つである。健康問題としてのアルコール依存、刑事事件としての盗癖・薬物問題、さらにギャンブルによる多重債務など、さまざまな事象がある。この講義では、アディクションの医療的定義と治療法、アディクション問題を持つ人が抱える並存障害、刑事司法におけるアディクションの取り扱い、自助グループ等におけるリカバリーのダイナミクスについて、その発生から解決の過程までを多角的に捉えながら、その歴史と実践について講義する。多くの事例を示しながら、アディクションと関連諸問題について、個人の側からだけでなく、社会の側からも考察する。事例では、講師からの講義だけでなく、受講者と積極的に議論を行う。

講義計画

- 1回目 アディクション論 概説（加藤・市川）
- 2回目 アディクションとは何か（市川）
- 3回目 アディクションと自己治療説（市川）
- 4回目 アディクション・リカバリー・ヒストリー（加藤）
- 5回目 ダルク①ラットパーク・ダルク追っかけ調査・仲間の中で（加藤）
- 6回目 ダルク②回復のダイナミクス 病者としての／回復者としての当事者性（市川）
- 7回目 パーソナルヒストリー（加藤）
- 8回目 世界の薬物政策①～War on Drugsまで（加藤）
- 9回目 世界の薬物政策②～ドラッグコート・ハームリダクション（加藤）
- 10回目 日本の福祉対象の変遷とアディクション（市川）
- 11回目 刑事司法の中のアディクション（市川）
- 12回目 アディクションとスティグマ（加藤）
- 13回目 パーソナルヒストリー（市川）
- 14回目 まとめ 学生とのディスカッション（加藤・市川）
- 15回目 アディクション論総括（加藤・市川）

到達目標

アディクションについて、人間理解の視点で捉え、そこにある生活上の困難や課題に思いを巡らすこと。その発生から解決の過程を構成する要素について、個人の側だけでなく、社会の側からも理解すること。特に医療的アプローチや刑事司法におけるアディクションの取り扱いについては、その立ち直りの主体が本人であることを踏まえ、その課題についてもよく理解すること。

講義方法

基本的に対面講義。コロナ状況によりオンライン。

授業時間外における予・復習等の指示

参考図書の事前学習を前提とし、講義で取り扱ったキーワード、関心を持った事柄について各自学習すること。講義内容について、担当教員への質問は特に歓迎する。

成績評価の方法

レポート100% 最終講義後にレポート提出。各講師50点ずつ（計100点）で採点。

テキスト

ダルク編『ダルク 回復する依存者たち—その実践と多様な回復支援—』（明石書店）

参考文献

『犯罪社会学研究44』市川岳仁（日本犯罪社会学会誌）、『刑事司法と福祉』一般社団法人ソーシャルワーク教育学校連盟（中央法規出版）、『薬物政策への新たな挑戦』石塚伸一（編著）（日本評論社）

履修上の注意・担当者からの一言

講師からの情報提供だけでなく、関心ある事柄については積極的に学習のうえ考察すること。

V. 学修生活の手引き

1. 事務窓口について

矯正・保護課程（特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」）に関する事務窓口は以下のとおりです。

◆総合窓口（矯正・保護課程全般）

矯正・保護総合センター事務部 [深草学舎至心館1階]

電話：075-645-2040、FAX：075-645-2632

ホームページ：<https://rcrc.ryukoku.ac.jp/>、e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

◆各学舎における受講申込み窓口・問い合わせ窓口

（大宮学舎）文学部教務課 [西齋1階]

（深草学舎）法学部教務課 [紫英館1階]

（瀬田学舎）社会学部教務課 [6号館1階]

（大阪梅田キャンパス）ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階 [大阪市北区]

<証明書発行機の設置場所>

大宮学舎：西齋1階ロビー（講師控室前）

深草学舎：21号館1階ロビー、紫英館各学部教務課フロア

瀬田学舎：1号館1階エントランスホール、6号館社会学部教務課フロア、9号館農学部教務課前

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階（大阪市北区）

2. 授業等の休講措置に関する取扱基準（自然災害及び交通機関不通時の授業及び定期試験の取扱について）

自然災害及び交通機関不通時の授業及び定期試験の取扱については、「授業等の休講措置に関する取扱基準」によります。

○ 授業等の休講措置に関する取扱基準：

https://www.ryukoku.ac.jp/campus_career/support/classinfo/disaster.html



「授業等の休講措置に関する取扱基準」に定める自然災害及び交通機関不通時の授業等の実施有無については、以下の4つの方法で確認することができます。

確認方法	説明
(1) 龍谷大学ホームページ https://www.ryukoku.ac.jp/ 	トップページに「重要なお知らせ」として授業実施の有無を記載します。
(2) ポータルサイト https://portal.ryukoku.ac.jp 	ポータルサイトのログイン画面に、ホームページと同様の情報を記載します。
(3) 公式Twitter「龍谷大学（緊急連絡用）」 https://twitter.com/Ryukoku_univ (@Ryukoku_univ) 	大学全体に関わる緊急情報の速報発信を目的として、本学公式Twitterアカウントを開設しています。ここからホームページと同様の情報を発信します。
(4) 公式Facebook「龍谷大学」 https://www.facebook.com/RyukokuUniversity 	大学全体の特色等を発信することを目的として、本学公式Facebookページを開設しています。緊急時には本アカウントからも、ホームページと同様の情報を発信します。

※緊急時は、大学ホームページおよびポータルサイトへのアクセスが集中し、サイトを閲覧できなくなる可能性がありますので、「公式Twitter」と「公式Facebook」の利用を推奨します。

3. 授業の休・補講、定期試験・レポート試験の案内、教室変更等の事務連絡について

以下の場所に掲示しておりますので、授業前に必ずご確認ください。

(大宮学舎) 文学部教務課掲示板 [西翼1階]

(深草学舎) 21号館短期大学部教務課前の「矯正・保護課程」掲示板 [21号館1階]

(瀬田学舎) 社会学部教務課掲示板 [6号館1階]

※ 上記事務連絡につきましては、矯正・保護総合センターから個別に連絡いたしませんので、予めご了承ください。

4. 社会人等（本学学生以外）の方へ

(1) 受講生証の発行について

矯正・保護課程科目の受講が許可された方（本学学生以外の方）につきましては、「矯正・保護教育プログラム受講生証」を発行します。授業等で大学にお越しになる際は、必ず受講生証をご持参ください。

(2) 本学ポータルサイト及びeラーニングの利用について

本学ポータルサイト及びeラーニングサービスを利用するには、全学統合認証サービスに関する利用申請書を情報メディアセンターに提出し、同センターが実施する情報リテラシー講習を受けることにより、利用することができます。受講生の方は、受講生証を持参の上、以下の各学舎にある情報メディアセンター窓口で所定の手続きをおこなってください。その際に同窓口でサービス内容を必ずご確認ください。

(大宮学舎) 清風館1階

(深草学舎) 5号館 [紫明館] 2階

(瀬田学舎)：智光館地下1階

(3) 図書館の利用について

矯正・保護課程科目を受講している方は、大宮・深草・瀬田図書館で図書・資料等の閲覧や館外貸出等のサービスを利用することができます。館外貸出は以下のとおりです。

◆貸出可能冊数：3冊以内

◆貸出期間：2週間以内

◆手続き方法：各学舎の図書館カウンターで、受講生証を提示する。

VI.〔参考資料〕法務教官・刑務官・保護観察官になるには？

【参考資料】法務教官・刑務官・保護観察官になるには？

◆法務省専門職員（人間科学）採用試験—大学卒業程度—

▶「試験の区分」「受験資格」◀

試験の区分	内 容
矯正心理専門職 A	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者 イ. 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 ③ ①又は②に該当する者のうち、矯正心理専門職Aは男子、矯正心理専門職Bは女子に限る。
矯正心理専門職 B	
法務教官 A	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験実施年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 ③ ①又は②に該当する者のうち、法務教官Aは男子、法務教官Bは女子に限る。
法務教官 B	
法務教官 A（社会人）	① 30歳以上40歳未満の者 ② ①に該当する者のうち、法務教官A（社会人）は男子、法務教官B（社会人）は女子に限る。
法務教官 B（社会人）	
保護観察官	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験実施年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

▶職務内容◀

※「2020年度国家公務員法務省専門職員（人間科学）採用試験—大学卒業程度—受験案内（人事院・法務省）」の内容を抜粋

【矯正心理専門職】

心理学の専門的な知識・技術等をいかし、非行を犯した少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次のような職務に従事します。

1 少年鑑別所に勤務した場合

家庭裁判所から送致された少年について、面接や心理検査等を通じて、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇の方針を明らかにするという鑑別に従事します。

また、一般の方々（保護者や学校関係者等）からの非行や不良交友、しつけの問題等に関する心理相談にも応じます。

2 刑事施設に勤務した場合

面接や心理検査等を通じて、受刑者の資質を調査し、刑事施設収容中に達成させるべき目標、矯正処遇の内容等を設定するほか、改善指導の実施等の業務に従事します。

また、受刑者に対するカウンセリング等も実施します。

【法務教官】

専門的な知識・技術と懇切で誠意のある態度をもって、少年院・少年鑑別所に収容されている少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次の職務に従事します。

1 少年院に勤務した場合

少年院に収容されている少年に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な生活態度等を習得させるため、生活指導、職業指導、教科指導その他の矯正教育を行うほか、円滑な社会復帰につなげるための支援等に従事します。

2 少年鑑別所に勤務した場合

主に、家庭裁判所から送致された少年について、身柄を保護し、その資質の鑑別に役立てるため、面接や行動観察等を実施するほか、相談助言の業務等に従事します。

3 刑事施設に勤務した場合

受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための改善指導及び教科指導に関する業務などに従事します。

【保護観察官】

地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

1 地方更生保護委員会に勤務した場合

刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院に関する審理のために必要な調査等に関する事務に従事します。

2 保護観察所に勤務した場合

家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年や仮釈放者等を対象とする保護観察、矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整等の業務に従事します。

◎ 法務省専門職員（人間科学）の職務に関する情報は、

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html] に掲載しています。

▶ 「試験種目」「試験の方法」 ◀

試験	試験種目	解答題数 解答時間	配点比率			内 容
			矯正心理専門職	法務教官	保護観察官	
第1次試験	基礎能力試験 (多肢選択式)	40題 2時間20分	2 / 11	2 / 10	2 / 10	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 40題出題 ・知能分野27題 （文章理解①、判断推理⑧、数的推理⑤、資料解釈③） ・知識分野13題（自然・人文・社会⑬（時事を含む。））
	専門試験 (多肢選択式)	40題 2時間20分	3 / 11	3 / 10	3 / 10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 60題出題 ・必須問題 心理学に関連する領域⑳ ・選択問題 次の40題から任意の計20題選択 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 [心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩] 【法務教官区分、保護観察官区分】 40題出題 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 [心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩]
	専門試験 (記述式)	1題 1時間45分	3 / 11	3 / 10	3 / 10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 ・心理学に関連する領域 1題出題 【法務教官区分、保護観察官区分】 ・選択問題 次の領域から1題ずつ計4題出題、任意の1題選択 心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域、社会学に関連する領域
第2次試験	人物試験		3 / 11	2 / 10	2 / 10	人柄、对人的能力などについての個別面接（矯正心理専門職区分：心理臨床場面において必要になる判断力等についての質問も含む。）
	身体検査 【矯正心理専門職区分、法務教官区分】		*	*		主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、 血圧、尿、眼・聴器その他一般内科系検査
	身体測定 【矯正心理専門職区分、法務教官区分】		*	*		視力についての測定

- (注) 1 ○内の数字は出題予定数です。
 2 第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」と「専門試験（多肢選択式）」の成績を総合して決定します。「専門試験（記述式）」は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 3 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
 4 「配点比率」欄に*が表示されている試験種目は、合否の判定のみを行います。
 5 合格者の決定方法の詳細については、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）をご覧ください。

◆**刑務官採用試験**

▶「試験区分」「受験資格」◀

試験の区分	受験資格
刑務A 及び 刑務A（武道）	17歳以上29歳未満の男子
刑務B 及び 刑務B（武道）	17歳以上29歳未満の女子
刑務A（社会人）	29歳以上40歳未満の男子
刑務B（社会人）	29歳以上40歳未満の女子

▶**職務内容**◀

※「2020年度国家公務員刑務官採用試験—高等学校卒業程度—受験案内(人事院・法務省)」の内容を抜粋
 刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘置所では、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、これらの者が逃走したり、証拠を隠滅したりすることを防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。

なお、刑務A（武道）及び刑務B（武道）に合格して採用された場合は、主として、刑事施設における**警備の業務**に従事するなど、その技能を生かした任に多く当たります。

▶「試験種目」「試験の方法」◀

	試験種目	解答題数 解答時間	配点比率	内 容
第1次試験	基礎能力試験 (多肢選択式)	40題 1時間30分	4 / 7	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 出題数は40題 ・知能分野 20題（文章理解⑦、課題処理⑦、数的処理④、資料解釈②） ・知識分野 20題（自然科学⑤、人文科学⑨、社会科学⑥）
	作文試験	1題 50分	1 / 7	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験
	実技試験 【刑務A(武道)、刑務B(武道)のみ】		(注4)	柔道又は剣道の実技に関する試験
第2次試験	人物試験		2 / 7	人柄、対人的能力などについての個別面接
	身体検査		*	主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、血圧、尿、その他一般内科系検査
	身体測定		*	視力についての測定
	体力検査 【刑務A(武道)、刑務B(武道)を除く】		*	立ち幅跳び、反復横跳び、上体起こしによる身体の筋持久力等についての検査

- (注)
1. ○内の数字は出題予定数です。
 2. 「配点比率」欄に*が表示されている試験種目は可否の判定のみを行い、その他の試験種目は得点化しています。
 3. 刑務A（武道）・刑務B（武道）以外の区分においては、第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」の成績で決定します。「作文試験」は第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 4. 刑務A（武道）・刑務B（武道）区分においては、第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」の成績に実技試験の成績に応じた一定の加点を行うことによって決定します。「作文試験」は第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 5. 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
 6. 合格者の決定方法の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVIをご覧ください。

※国家公務員採用試験の詳細な情報は、人事院や法務省のホームページで確認してください。

国家公務員試験採用情報NAVI <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

法務省（資格・採用情報）http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html

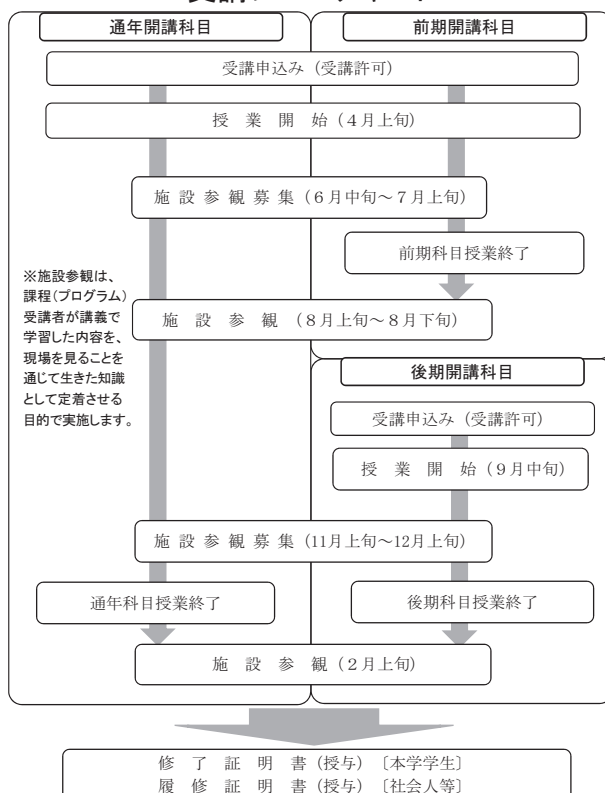
**Ⅶ. 龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」
受講希望理由書**

〈2021年度開講科目一覧〉

科 目 名	〔授業テーマ〕(深草学舎の場合)
矯正・保護入門	〔犯罪・非行の現場で働く人たちとその仕事〕
矯正概論	〔矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇〕
矯正教育学	〔少年院における矯正教育について〕
矯正社会学	〔犯罪・非行を生み出す社会について考えを深める〕
犯罪心理学	〔犯罪者の心理と対策〕
矯正医学	〔矯正施設における医療について〕
成人矯正処遇	〔刑事施設(刑務所)においていかなる処遇が展開されているか〕
更生保護概論	〔犯罪をした者や非行ある少年の社会内処遇を中心として〕
更生保護制度	〔「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援〕
保護観察処遇	〔保護観察の実際〕
犯罪学	〔犯罪を科学する「(刑罰)信仰に基づく犯罪対策から、エビデンスに基づく犯罪対策へ」〕
被害者学	〔犯罪被害者支援の状況と被害者の権利・地位〕
青少年問題	〔公務員志望者のための行動科学入門〕
Ryukoku Criminology in English	〔龍谷・犯罪学：日本の犯罪と刑事司法〕
アディクション論	〔アディクション領域におけるアドヴォカシー・政策・当事者活動〕

※大宮、瀬田学舎では開講されない科目や同じ科目でも授業テーマが異なることがありますのでご注意ください。

受講フローチャート



〈受講申込み窓口・問い合わせ窓口〉

大宮学舎・文学部教務課／深草学舎・法学部教務課／瀬田学舎・社会学部教務課／大阪梅田キャンパス

〈総合窓口〉

矯正・保護総合センター事務部

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 至心館1階

TEL: 075-645-2040

FAX: 075-645-2632

E-mail: kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp